

第二代埼玉県令白根多助をめぐる漢学ネットワーク

― 県官の詩文集（麗和吟社・笹田黙介・川島楳坪・木原老谷・早川藍澳・溝口桂巖）と白根県令関連碑文から ―

芳賀 明子

はじめに

明治四年（一八七二）十一月に設置された埼玉県には、県令に薩摩出身の若い野村盛秀^①、権参事に長州出身で財政に詳しい年長の白根多助^②が配されたが、野村が六年五月に歿したため、その後、白根が権令・第二代県令として、明治十五年三月に病歿するまで、長期間に亘って埼玉県を率いた。在任中、常に県民の立場に立つ県政を行い、「名県令」と称せられた白根は、若き日に長州藩校明倫館に学び、後に同校の書記も勤めた漢学や儒学を重んじる人物であった。

白根県令時代の埼玉県庁には、出身地や士族・平民を問わず、維新前に藩校や私塾で漢学を修めた優秀な県官達が多く登用されており、彼らはその素養を職務に活かすと共に、漢詩を通して交友を深め合っていた。また、洋学を学ぶ明治にあっても漢学を重要と考える白根は、昌平黉出身の老儒達を師範学校に招聘して生徒達を薫陶し、漢学に優れた教員も多く採用されていた。一方、県庁がある浦和は東京に近く、修史館の漢学者や在京の漢詩人との交流も盛んであった。

本稿は、県官達の残した詩文集と白根県令関連の碑文等から、白根県令の周囲に形成されていた漢学人脈を考察するとともに、その作品の一部や関連碑文について紹介するものである。

一 麗和吟社『麗和新誌』第壹号にみる県庁の漢詩人たち

埼玉県庁に程近い開益社（浦和宿七十五番地）が明治十年十二月に創刊した週刊新聞『埼玉新報』（当館資料番号C二七五〇二七九）は、県内及び近隣県で広く読まれ、十二年二月からは週に二回刊行された。社主は佐藤竜三、編集兼印刷人は沼野武憲^④であったが、第八一号からは沼野が社長となり、第八七号以降共立社と社名を変えている。発行目的は埼玉県の布達を県民に広く知らせることにあり、毎号の巻頭にはルビ付の布達を掲げ、併せて県庁人事、身近な事件、投稿文等を掲載し、県令や県官、名士達の和歌や漢詩なども時折紹介していた^⑤。

明治十二年五月、開益社に仮本局を置く麗和吟社から、漢詩人大沼枕山^⑥の題詞「経雅遺響」を冠した『麗和新誌』第壹号（中川二九五七）が刊行された。これは埼玉県庁の県官達を中心に結成された麗和吟社の小冊子（漢詩・和歌の二部立）で、編集兼印刷人は加藤綱徳^⑧、発売は開益社であった。『埼玉新報』第六一号（十二年二月五日）附録（小林（正）三二六二）に麗和吟社の「社規」が載っているので見ていこう。

「社規／麗和吟社ハ台閣山林ノ士ヲ問ハス皆来リテ入社スルヲ得。入社スルトキハ束脩ヲ要セス、故ニ其出入所ノ詩ヲ認メテ以テ社員ト為ス。社員タル者ハ必其郷貫姓名字号年齢等ヲ記シテ以テ之ヲ本社ニ報

道スヘシ。例会ノ日社員ハ来ルト来ラサルトヲ問ハス各拾錢ヲ出シ以テ其經費ヲ補ハシム。会同ノ期ハ例月第三日曜日トス、会スル者ハ必ス賦スル所ノ課題ヲ齎ス可シ。会同ノ地ハ浦和公園ト仮定スト雖、良辰美景ニ逢ヘハ心ニ他ノ勝地ニ換フルコトモアルヘシ。時アリテハ東京ノ鴻儒碩学ヲ聘シ以テ古今ノ詩文ヲ講シ、社中ノ吟詠ヲ批スルコトモアルヘシ。社中ノ人路遠クシテ来会スル能ハサル者ハ宜シク例月二十日ヲ限リ其篇什ヲ浦和開益社ニ郵送スヘシ。浦和開益社ハ之ヲ本社ノ主幹ニ致シ、主幹ハ其月二十五日ヲ限リ之ヲ安排シ、以テ諸老先生ノ批評ヲ乞フヘシ。批評已ニ了レハ社長ハ其詩ノ翹楚ナル者ヲ撰ヒテ麗和新誌ト題シ、開益社ヲシテ例月一回印刷シテ以テ社中ニ頒与セシム。凡印刷ノ事ハ特ニ開益社ノ負担スル所ニシテ新誌ノ価モ亦開益社ノ收拾スル所ナリ、故ニ其輸贏得失ニ至リテハ本社ハ毫モ之ニ関セス。此篇随テ得レハ随テ編集ス、故ニ編集ノ順序ハ其人ノ貴賤ニ由ラスシテ郵筒ノ先後ニ在リ。若郵筒同時ニ駢至スレハ其長者ヲ先トシ少者ヲ後トス。諸彦之ヲ諒セヨ。月次ノ和歌題ハ皆此ノ社規ト異ナルコトナクシテ其篇什ノ郵送編集批評印刷頒行等ニ至リテモ亦然リ、社中ノ諸彦之ヲ胡越視スルコト勿レ。明治十二年一月 麗和吟社／武州足立郡宿浦和宿七十五番地 開益社」

毎月一回、県庁に近い浦和公園で会同し、著名な漢学者を招くとある。同紙の第六五号（明治十二年二月十九日）には「去る十六日午後より同宿公園に於て麗和吟社第二会の清筵を開き、社長・主幹を始め社員一同集合ひ各本月課題の詩歌を齎し、又席上の吟詠書画等数紙を飄し、頗る雅興を尽せり」と会の様子が報じられ、また、第七四号（同年三月二十二日）には「去る十六日会日の処差合有之候間来る二十三日に

延会致候、但、会場は浦和公園と期す」と延会の通知がある。当時の浦和公園には茶亭があり、文人達が集う書画会等も開かれていた。⁽¹⁰⁾

また、同紙の広告には、社費の納入先として開益社の隣（浦和宿七十四番地）に住する県官猪瀬伝一の名があるが、猪瀬が北・中葛飾郡書記に転勤となった後は、詩課（漢詩）は埼玉県官舎の児玉親之、歌課（和歌）は同官舎の勝野秀雄⁽¹³⁾が納入先となっている。

『麗和新誌』第壹号は明治十二年一月に発売の予定であったが、五月まで遅延した。これは、刊行にあたり、内務省への上申とその允許が必要であったことによる。この経緯については、県庁第一課（庶務）備で史誌編集を担当する芳川恭助⁽¹⁴⁾が、比企郡番匠村の親友である医師小室元長⁽¹⁵⁾に宛てた書簡（小室一一二八）に記している（補註一）。

和歌の部の中心人物は、尾張出身の第一課（庶務）県官で桂園歌人の勝野秀雄である。評者には白根県令と同郷の宮内省文学掛の国学者近藤芳樹⁽¹⁶⁾が迎えられ、白根県令自身も和歌二首を寄せている。⁽¹⁷⁾

漢詩の部の評者は老儒木原老谷（後述）である。木原は文久七年生れの常陸土浦藩士で、昌平黌に学んだ後、修史局に勤めた秀才であった。病により職を辞したが、その後、白根県令の招聘により明治十一年十一月十九日付で本県中学校へ雇入れられた（明五〇九三）。高名な漢学者木原の当県への赴任が、麗和吟社の発会に繋がったとも考えられる。まずこの小冊子から、明治十二年に於ける県庁内の漢詩人たち顔ぶれと作品を見ていきたい。第壹号の聯題は①「山亭観梅」と②「林逋」である。ここでは題名を数字で、木原の評を小字で示し、会誌の本文にある号（名・出身）に、職員録と履歴から明治十二年一月の担当業務・生年・推定年齢を補記した。

「芳川西浦（名恭助埼玉県人）第一課（庶務）文政八生五五歳

① 溪上春風岸帽紗 数枝寒玉認詔華 東郊不肯随群屐 来見山園幽処花

一別廿余年得復一堂握手可謂奇縁 抑君声詩之精如此、而僕百不能能無愧乎

高津凌雲（名雄介山口県人）警部弘化四生三三歳

① 踏破林間一径苔 山亭寂寞少人来 芳心万点深溪裡 先占春光随意開

② 閑臥孤山湖水潯 竹籬茅舍愜虚心 一聯時詠横斜句 伝到人間薰古今

清麗動人

鵜瀨月峯（名已十山形県人）第五課（学務）嘉永二生三二歳

① 满地嶺梅非俗寰 春風香動白雲間 对花自恋風塵客 未得身如和靖間

② 寄跡孤山万樹梅 暗香只合伴高才 心情唯有清如水 不惑天書空際来

大野青坡（名秋香鹿兒島県人）埼玉県立病院院長・埼玉医学校教師

① 翠竹之傍数樹梅 幽妍花発白皚々 誰知高臥山亭趣 淡月香風隔俗埃

② 老鶴一鳴仙夢醒 朦朧簾幕曉吹冷 孤山々々閑生計 君子花香君子庭

起承清令可喜恨軋結不称

古橋楊洲（名寛時伯仁埼玉県人）第一課（庶務）天保六生四五歳

① 窄々孤亭溪水東 老梅早已占春風 横斜得泛黄昏月 身在林通詩句中

情景如観

② 香雲深処鎖柴関 鶴睡梅開春昼閑 千古風情誰得比 一人住一孤山

飯田松宇（名年祐山口県人）第五課（学務）天保一〇生四二歳

① 溪辺未見柳垂々 已見疎梅冒雪披 一片幽思塵俗外 山亭尽日慰吟思

猪瀬睡獅（名伝一福島県人）第五課（学務）嘉永五生二八歳

① 倚巖鍛骨不堪奇 正是黄昏疎影時 亭外東風人去尽 冰心独有月明知

遊人去尽始可見梅花之真

岡敬斎（名行忠字子篤堺県人）第四課（警保）弘化三生三四歳

① 山風陣々払欄干 狼藉塞香恨易残 莫遺溪童吹鉄笛 一枝留向月中看

真知梅花看

② 孤座山園月上時 幽情寄在瘦梅枝 曾無心事及封禪 一檻春風詠妙詩

山田桐雨（名奈津二郎字芻龍埼玉県人）第一課（庶務）安政五生

二二歳

① 水村山郭正回暄 溪北溪南雪有痕 幾陣香風入茅屋 数枝疎影護柴門

一瓢迎客欣心静 孤座对花忘世喧 百卉從來非匹敵 為君忍凍到黄昏

② 清香满地絶埃塵 茅屋柴門別占春 日暖窓間兼鶴睡 月明林下興梅親

風情万古蹤難遠 妙句千秋伝尚新 高潔從來誰得似 我邦菅氏或同倫

手巧舌円、只落句僕所不肯

鈴木東海（名義香字補拙愛知県人）成田警察署安政三生二四歳

① 屈折溪流繞小軒 水清浅処月黄昏 一番風信夜吹雪 数曲笛声人断魂

烟淡水肌迷竹迳 雲深高土掩柴門 憐君領得羅浮夢 自古詩仙記淚痕

流暢可誦只恨末句寡陋難解

② 身世何曾競頭華 栽梅放鶴淡生涯 高人風趣若相比 即是孤山雪裏花

早川藍澳（後述）（名光蔵埼玉県人）第五課（学務）弘化四生三三歳

① 青鞋傍水出林垌 行到山頭認一亭 好在後園枝万樹 暗香浮動滿前庭

児玉竹圃（名親之字子信埼玉県人）第五課（学務）嘉永二年生三一歳

① 山家雖僻已春風 来占寒枝玉一叢 臘酒自香人不到 伴他月影叩詩筒

絶句貴曲此等之謂

寺崎雲岳（名守愛字清臣埼玉県人）第一課（庶務）嘉永三生三〇歳

② 独懷高致臥孤山 身在湖亭水月間 鶴老悔声人不到 先生独占白雲閑

川島梅坪（後述）（名敬孝字熙卿埼玉県人）第五課（学務）天保六生

四五歳

①探梅自比水曹何 又向山亭踏凍過 不羨江南千樹白 一枝寒玉占春多
亦巧亦精

笹田春翠(後述)(名黙介字無量山口県人) 第一課(庶務)兼第二課(勸業) 弘化三生三四歳

①休問江南信 寒香山路多 明窓映積雪 曲樹迎姮娥 星落溪辺水 春回竹外坡 追懷東閣興 幾度詠梅過

後聯稍近自然

②張幟澶州兵馬粉 好將踪跡託湖雲 当年若使從封禪 定識孤山梅不芬

以上が漢詩の部に名を連ねた県官の詩と評である。これを見ると、明治十二年の庁内には十余名の漢詩を嗜む官吏が居り、第一課(庶務)と第五課(学務)に集中していることが分かる。文書・記録・史誌編集・巡幸等を担当する第一課と草創期の学務行政を担う第五課には、漢字に長け文章に優れた人材が特に必要とされたのである(補註二)。

また、教員や元教員からは、福山天南(名和一 東京府人)、星野城江(名一郎 福岡県人)、松山春圃(名鉄一 岐阜県人)、田代望洋(名丈吉 福岡県人)、後に郡書記を務める古市直堂(名直之進 埼玉県人)、開益社社主の沼野適齋(名武憲 字子章 埼玉県人)らが載っている。

その他には、大里郡青山の名士根岸友山(埼玉県人)を始め、菊池西浦(名隆英 熊本県人)、浦野花汀(名謙吉 号晴遠 東京府人)、秩父大宮の医師伊古田檜陵(名純道 字致遠 群馬県人)、三浦氏(名雄吉 字敬之 埼玉県人)、塩原氏(名啓助 埼玉県人)、後に県官となる河津両山(名玄圭 埼玉県人)、熊谷の私塾師匠東条氏(名直記 埼玉県人)、松村朴齋(名遜 字子謙 埼玉県人)、松村陶里(名廉 字子讓 埼玉県人)、矢島氏(名竜治 埼玉県人)、春山坦齋(埼玉県人)、久米習齋(名篤太郎

字子行 埼玉県人)の名がある。漢詩を通じて、県内各地の文化人が、白根県令や県官達と交流していた様子が分かる。

また、同誌の漢詩の部の最後に「祝麗和吟社発会」・「贈麗和吟社諸公」と題した笹田春翠・川島楳坪・久米習齋・田代望洋の詩があり、この四人が発会時の漢詩部門の中心人物であったと思われる。

「祝麗和吟社発会 春翠

仁風披弘八洲塵、遭遇明治文化新、政律多帰英仏法、詩書且学漢唐醇、

当筵詞士十余輩、一臬雅才千有人、吟社訂盟今歲事、此生不負太平民、

次韻 楳坪

可堪城市漲紅塵、寄跡郊園發興新、恬澹情懷歸太素、水霜天氣助清醇、
誰知雲路飛騰士、孰与詞林唱和人、且喜聖時無棄物、吟場自喚一閑民、

前聯天然真味如飲芳醇

同 習齋

輕肥不趁上林塵、且喜文園發興新、結社移風寬似海、以詩化俗美於醇、
高吟未必讓來哲、落筆須知無古人、步韻酬公公許否、硯田我亦力耕民、

妙語不磨

同 望洋

明窓淨几絕埃塵、紙上淋漓墨色新、筆戰千秋設佳會、詩談今日酌芳醇、
醒繡黃卷青襟士、醉借紅顏白髮人、吟社幸逢文化世、不妨且作太平民、

贈麗和吟社諸公 楳坪

彤雲乍竹翠氍々、競向春莊繫玉驂、合座賓朋天薄暮、滿堂歌笑雪微酣、
樽前激澗金翻海、研裏滂沱墨捲潭、憶得翰林良覲事、小梅花底恣清談、

重野藤野諸子之來 令公邀飲此亭賦詩命画、極其韻事適、楳坪省卿落句、所以

艷思不舍

次韻 春翠

疎慵遮莫髮鬢々、雅會難拋來駐驂、此日文筵人競巧、斯時醉客酒將酣、
園林寒色霜埋逕、郊野春光梅照潭、有景有情詩亦好、座間不廁俗塵談、
衝口出韻致自饒

同 習齋

柳色浮盃綠已鬢、何妨吟酌緩歸驂、醉鄉治弛封才襲、詩陣兵連戰正酣、
一峯名流容野客、半丸烟月印春潭、喜他余興還無尽、聽得靠々玉屑談、

韻脚貼妥似写此詩設者

笹田春翠の詩の「仁風披八洲塵、遭遇明治文化新、政律多帰英仏
法、詩書且學漢唐醇」の部分は、明治になって政治や法律を西洋に学
ぶ一方で、漢詩が依然盛んであったことを示している。また、川島楳
坪の「贈麗和吟社諸公」の木原の評「重野藤野諸子之来、令公邀飲此
亭賦詩命画」からは、県令が修史館の漢学者重野成斎や藤野海南らを
招いて酒宴を設け、詩画に興じる様子が窺える。

また、『埼玉新報』第五九号（明治十二年一月二十五日）には、「去
る八日午後四時より県令・書記官の両君か浦和公園内豊田氏の宅へ一
等修撰重野安繹及びひ伊知地貞馨・岡千仞大卿璞の数君を招待せられ、
県官荻野重省并木原元礼の二君臨席し清話閑談詩文数章、頗る盛会な
りし由」とある。白根県令を始め県官達は、修史館の重野安繹や藤野
海南、文部省の那珂通高などの漢学者と日頃から親しく交際しており、
後述するように、上奏文の校訂や教科書の添削、碑文の作成などに
いて彼らの助力を仰いでいたのである（補註三）（表二）。

なお、明治期の漢詩人及び文会については、『明治漢詩文集』（明治
文学全集六二筑摩書房昭和五八）の巻末に詳述されている。同書に拠

れば、明治前期は文会が盛んで、明治四年に藤野海南・重野安繹・岡
鹿門・鷺津毅室らが興した旧雨社は毎月不忍池畔の長配亭に会し、そ
こには、那珂梧楼（通高）・亀谷省軒・森春涛など埼玉の県官と親しい
漢学者達や後に埼玉に招聘される木原老谷が参加しており、明治十二
年に重野が興した麗沢社には、後に埼玉の師範学校教員となる服部愛
軒（章）や中村桜溪（忠誠）の名がある。一方、下谷吟社の漢詩人大沼枕
山は本県にも多くの弟子がおり、県官達と親しく交際した。

その後の『麗和新誌』を辿れば、『埼玉新報』第八八号（明治十二年
五月二十四日）の広告に、「本社詩集二月・三分大沼枕山先生評、四
月分亀谷省軒先生評、二月・三分分近日出版相成申候、此旨社員諸
君二報告致候也 麗和吟社」と刊行予定が示され、同年八月の芳川恭
助の小室元長宛書状（補註一）に「麗和吟社二編共立社ヨリ郵送被致」
とあることから、第二号までは刊行されたと推測されるが未見である。
また、『埼玉新報』（共立社）についても、東京大学明治新聞雑誌文庫所
蔵の第九〇号（明治十二年五月三十一日）以降については今回確認でき
なかった。多くの県官が参加した『麗和新誌』であったが十三年二月
には和歌の撰者近藤芳樹が歿し、長くは続かなかったと思われる。

なお、『麗和新誌』第壹号には名がないが、明治前期の漢学・漢詩に
優れた県官・教員には、他に、萩の馬島春海門下出身で学務を担当し
教科書を執筆した福井光、松林了英門下で地租改正を担当した田端槐
洲（精三）、大沼枕山の弟子で『王夢楼詩抄』等を編した県立学校教員
宍戸逸郎、吉田県令に仕えた県官で著名な漢詩人もあった溝口桂巖
（後述）などがある。

二 師範学校に連なる漢学者たち

草創期の埼玉県の師範学校については、その後身である埼玉大学教育学部の百年史刊行会が刊行した『百年史 埼玉大学教育学部』（同会昭和五一）（図書S377-1）に詳述されている。また、当館収蔵の埼玉県行政文書中には多くの教員の履歴が残されており、この両者から師範学校に連なる漢学者（傍線を付す）について概観していきたい。

埼玉県では、明治五年の学制施行に伴う管内全域への小学校設置と小学教員養成のため、明治六年に浦和宿本陣跡に改正局を設置し、改正局長に笹田黙介（春翠）が就任した。その下には庄司健齊、後に総理大臣となる清浦奎吾、横田国臣、飯田年祐（松宇）が教授と学校掛を兼ねて勤務した。その後、清浦、横田、飯田は学務課に転じ、田辺巖、高橋成則が教授を担当する。翌七年には改正局長が埼玉師範学校と改称され、新校舎が竣工して笹田が総長に任命された。庄司健齊は元水戸講道館教授であり、清浦、田辺、同じく教員の田代丈吉（望洋）は広瀬淡窓の咸宜園の出身であった。

その後、明治八年に師範学校内に県立中学が設けられ、医学校も開校し、県は同年五月に師範・中学・医学校を総称して埼玉県立学校とし三科に分した。翌九年には東京師範学校第一回卒業生の鶴瀬巳十（月峯）が校長となり、本庁では川島浩（樸坪）が学務課長に抜擢される。そして十一年の稲荷丸の校舎完成に伴い埼玉県立学校は三校に別れ、中学校は翌十二年に中学師範学校と改称され、川島が校長を兼任した。

明治十三年、白根県令は昌平疊出身で元修史局の老儒木原元礼（老谷）を校長補として招聘し、翌十四年には同じく昌平疊出身で修史局にも勤め、十二年に当県の中学師範学校教諭となっていた漢学者中村鼎

五（確堂）を本校長兼務とした。更に翌十五年に中学師範を小学師範に合併して県立師範学校とし、木原を校長兼一等教諭に、中村を二等教諭兼副校長兼浦和書籍館長とする。しかし、翌十六年五月に木原は病歿し、七月に公立不動岡中学校長の綿引泰（東海）が本校長となり明治十九年まで務めることとなった。綿引もまた漢学者であった。

このように埼玉の明治前期の師範学校長は代々漢学者が任ぜられ、教員にも、木原の推薦などにより中村忠誠（桜溪）、倉田施報（幽谷）、服部章（愛軒）らの優れた漢学者が名を連ねた。こうした人事には、教員養成の基底として漢学を重んじた白根県令と、その意を継いだ第三代吉田県令の姿勢が窺われる。なお、師範学校の玄関には、明治十一年に白根県令が書いた「教化風行文光奎照」の額が掲げられていた。

三 県官達の詩文集から

次に、白根県令の部下であった県官笹田黙介（春翠）・川島浩（樸坪）・早川光蔵（藍澳）、白根が招聘した師範学校長木原元礼（老谷）の詩文集をみていきたい。また、時代は下るが、彼らと交流のあった第三代吉田県令時代の県官溝口恒（桂巖）の詩集も併せて紹介したい。

（一） 笹田黙介『青藜詩集』

笹田黙介は弘化三年に萩に生まれた長州藩士で、明治元年に山口藩政事施政局筆生となり、明治四年の埼玉県成立に伴い二十六歳で入庁した。六年には学制に伴う小学校教育を進めていく改正局長となり、翌七年には埼玉師範学校校長を務め、その後、庶務兼勸業課長として活躍した。十一年の巡幸の際には、勸業博物館々長として天皇を奉

導し、その後、警察本署長、警部長を歴任して少書記官となる。白根県令の逝去後、第三代吉田県令の下で十七年の秩父事件に対処した。十九年に書記官、第一部長となり、同年八月に『現行類輯埼玉県達全書』（国会図書館デジタルコレクション）を纏め上げ、その序を記している。明治二十三年に熊本県書記官に転じ、埼玉を去ることとなった。

笹田は開庁以来、常に長州の大先輩白根の元でその県政を支え続けた。白根の笹田への信頼も厚く、歿後には子息勝二郎から部下への形見分を任されている（白根二五五）。また、谷中霊園の白根の墓脇の墓碑は、長州出身の笹田と飯田年祐の働き掛けに拠るものである（後述）。

国会図書館には、笹田の漢詩集『青藜詩集』上・下（国会館内閲覧デジタル資料）が所蔵されている。笹田の子息齋藤和太郎（禾堂）の巻頭の序に拠れば、笹田が退官してから二十七後の大正十二年、七十八歳の時に、それまで蓄積してきた詩の散逸を恐れて発刊したとある。

「青藜詩集序」[齋藤禾堂著]／岳父瀧川翁嘗從辭官悠遊於江湖于茲二十有七年矣、塵世之事全不介意、唯交風月娛詩酒興到則諷詠感懷、又援筆弄龍驤虎鬪之戲耳、其平生所作之詩已多、斷稿片箋堆積於篋中、今也年齡七旬超八叟鑠、尚親筆硯顧將來之統作亦応倍徒、於既往只恐歲月之久、或散逸或蠹蝕也、問者請翁撰其一部、為冊子欲謀以保存之便、翁欣諾之乃抄録乎五百首、且自書為二卷、予便之上梓而適將頌同好之士焉、若夫大方之賜批評、是獨翁之可滿已乎、亦予之所甚幸榮也哉／大正癸亥初夏 齋藤禾堂識」

約五百首の詩がほぼ編年順に配列され、上巻には埼玉県官時代までの作品、下巻には熊本赴任以降の作品が収められている。埼玉を題材に扱った詩には、以下のものが挙げられる。

「県中雜詠・從北磧雨中舟行下刀根川偶作・早發県門赴郡途上作・到下総葛飾郡廳里正談踏查地理而歸・荒川新架橋有感而作・歸県途中觸目・築堤行・朝發浦和至所沢・狭山茶場・過入間川追懷元弘戰事・途中遇雨至飯能・鉢形古城趾・象鼻・秩父道中・登三峰山宿祠廡・勅使河原望而毛諸山・松山城趾・到中津川・栗橋駅江樓雜詠・刀江泛遊・荒川泛舟巡視堤防・巡檢秩父郡新開道遇景成詠・春日感興・懸齋書感」

また、漢詩仲間（傍線を付す）との交流を詠んだ詩は以下のとおりである。溝口桂巖とは特に親しく、熊本赴任後も詩を贈りあっていた。

「秋日同庄司健齋翁飲王子五明樓・春日公園雜賦同溝口桂巖翁・中秋望月寄溝口桂巖翁・次韻久米習齋元始作・同川島梅坪久米習齋遊本莊駅北小倉山房用韓文公益池韻・同久米習齋遊三波石・同諸子遊与野公園賞花・此日田代望洋杜詩山青花欲然為韻作五首余亦倣響・白根明府招飲向山玉兔庵即事作・白根明府觀雪宴用川島梅坪之韻・東台觀花重寄溝口桂巖翁・晚秋同川島梅坪飲不忍池長蛇亭」

以下、笹田の作品の一部を紹介する。（ ）内には掲載箇所を示した。

「從北磧雨中舟行下刀根川偶作（上卷一六丁）
刀江雨降濛濛漫。毛山隱頭飛雲輕。煙波百里注東海。州泉五月催農耕。農耕已起沿岸邑。草堤繚繞連天橫。曾臨決河沈白馬。想見黃濁長無清。

荒川新架橋有感而作（上卷一八丁）
荒河來秩岳。長流貫中樞。津渡勞楫櫓。輓輸通鄙都。凍雨時濕褐。寒飈儘刺膚。況復迨星夜。彷徨羨飛鳧。志士茲有憾。開允役匠徒。鉅萬運木石。千尋穿梁櫺。竣工不費歲。經營無假租。垂虹掛空際。遊龍躍橫渡。駱駝得通陸。輻馱穩跣。俯瞰橋下趣。旧渡叢葭蒲。若有題柱客。不妨撚吟鬚。

狭山茶場 (上卷二一丁)

遙過過隴臻。林垌擁墟落。狹崗枕帶紆。高低一村拓。此地宜栽茶。來歷豈渺漠。顧渚蒙山春。移植檜旗擢。碧霞散畦圃。黑埴須比罨。旧株碧苔斑。新英露光渥。穀雨鷹爪長。爭撥家戶穫。鉄炬攪嫩芽。香氣吐炮烙。製法新所創。海外商利權。別有羽葆桑。亦堪給蠶箔。勸業異崇陽。採摘交不錯。彷徨日將傾。客遊亦有采。

松山城趾 (上卷二四丁)

城趾高拔地。登躋四望賒。寒雲連郡邑。枯樹匝丘阿。分草拾蠶米。尋蹊攀綠蘿。武陽羈旅客。懷古且行歌。

到中津川 (上卷二五丁)

窮源欲深入。初來試登躋。曉甃至山麓。回步穿林蹊。陰翳白日晦。苔滑欹石齊。古逕没行跡。枯卉高又低。盤紆出拳坂。眼豁風物淒。漸進達千仞。振衣駕青霓。羊腸峻坂嶮。降下隨長煙。巨壑通流水。淺沙自濺濺。暫憩藉沙坐。療渴掬清泉。復陟度絕壁。橫坂抵手旋。躡虛若霞拳。独木空中懸。未識鍊丹術。已訝為飛仙。朝躋秩山險。夕憩荒河源。山中十余戶。止宿茆柴門。食寢意外佳。澗魚供晚飧。覓畦乏平地。把犁墾雲根。種粟防野鹿。拾栗同林穫。常時愛山癖。至此頻驚魂。管窺白雲天。森立圍万樹。雙壁通流聯。跋涉無定路。架木一道谿。幾回曲折渡。拳梯巨巖頭。足危恐失步。紅紫浮淺瀨。楓錦全面布。忘疲竟窮源。征衣濕寒霧。

白根明府觀雪宴用川島梅坪之韻 (上卷三六丁)

夜聞浙瀝朝璨瑳。起開窓牖瞻望遮。細隨回颺轉階着。輕飄落毛敲簾多。大雪紛紛益堆積。仄折霜竹傾庭柯。自臘土乾拳浮瑤。殆厄菜麦傷天和。春來初霽遍阡陌。天公試手飄橫斜。急赴林館設佳宴。諸子髮髮看欲皤。

太守有悅詞客賀。直展素簡奔龍蛇。乃知詩思清徹底。重促巡飲俱徹配。蘇公当日出奇麗。禁体物語時如何。不許白戰持寸鉄。安得當敵僵干戈。仰天贊歎已呈瑞。便乘北風猶可歌。

晚秋同川島梅平飲不忍池長蛇亭 (上卷三九丁)

秋風徐動小西湖。日晴鏡面蘸空碧。前年同遊賞芙蕖。今歲凋傷早霜白。揭簾岸波動細鱗。荷柄折推列矛戟。人生歡樂為論時。对坐侑杯共宴席。更無法露翻葉朝。空憾鴨鳧睡月夕。東睿山上千樹楓。錦繡籠煙照柳陌。壁題墨蹟名家詩。卓尔出塵復無敵。我今相思唯自嗟。池上風光益寂寂。

荒川泛舟巡視堤防 (上卷四〇丁)

河水新添數尺深。梅霖連日岸沙沈。廻流瀉野頽堤迹。直望田園屋外林。蘼波垂柳雨濛濛。篙櫂回旋兩岸中。曲曲沙堤看不盡。翻飛双鷺起蘆叢。椽杙深穿沙底立。樞頭聯柱費多材。橫流今尚憂河伯。瓠子歌長且溯洄。巡檢秩父郡新開道遇景成詠 (上卷四一丁)

險峻剪夷頗費功。碎巖鑿壁啓龍徒。自披凶籍頻思旧。一綫廻縈鳥道通。里胥迎謁極殷勤。為問經營仔細聞。沿道癸民猶未息。朝朝拳錘自成群。空谷斜通峻嶒連。長途盤曲望相牽。斷雲掩処家纔在。曾是征夫着脚邊。微雨簾纖澆樹間。霏霏煙霧蔽溪山。新開鞏確平如砥。身托巾車不識艱。數戶茅扉蔽薛蘿。採樵耕穫賴丘阿。料知生計渾辛苦。工役偏能不厭多。山野經過山野開。水源行尽水源來。一谿分險東西異。高坂重林趣百廻。人家斷統樹廻環。開鑿途積翠翠間。僻境自然塵世別。吾濃先認白沙山。曲折崇岡起翠濤。長林森立野風号。衆山雲卷一廻首。金巘甲峰相对高。分壑荒河急且激。崕頭下馬駢樓凭。坡翁妙句今初悟。隔水青山喚欲騰。懸齋書感 (上卷四八丁)

案牘盈膝前。蒞官乃從政。自愧公理拙。才短謝守令。結綬承恩光。無

資叨忝命。不知話事功。見客共吟詠。唯効刀筆間。朱墨期治行。晨起公私迫。暮歸鳥雀催。十年閑忙裡。万事醒醉來。小庭足高趣。職散呼酒杯。坐嘯竹林下。爽籟煙翠開。莫厭聾丞拙。重聽心未摧。苔碧黏晚砌。簷低捲簾鉤。但能設吟榻。朝暮心自休。豈無要津道。高足曾未謀。顯榮耀吾眼。濫進苟莫求。不必遼東家。群冢皆白頭。」

笹田は五言詩・七言詩のどちらも得意とした。その詩には、県官として巡回した明治前期の埼玉県各地の様子を彷彿とさせるものが多い。熊本県を退官後は序にあるように、「世之事全不介意、唯交風月要娯詩酒興到則諷詠感懷」の生活を送ったが、その中で注目されるのは大成教の冊子『神靈発顕』（明治四十一年敬信社大成教教務庁）（国会図書館デジタルコレクション）の執筆・刊行である。大成教を興したのは明治九年から十五年迄大宮の氷川神社宮司を務めた平山省齋⁵⁴で、埼玉県時代の旧知の友人である。万の物に神が宿るとし、その由来を古事記等から引く内容は、笹田が国学にも造詣が深いことを窺わせる。晩年日暮里に暮らした笹田は、大正十四年六月に八十歳で歿し、妻浪子と共に、白根県令と同じ谷中霊園に葬られている。

（二）川島樸坪『樸坪遺稿』・川島得太郎「先府君行状」

川島樸坪（本名浩、梅坪とも号す）は天保六年（一八三五）に須加村（行田市）の利根川舟運を利用した商いを営む大家に生れた。その事績は、河合寿三郎氏が「埼玉教育の基盤を築いた樸坪川島浩先生」（『武蔵野史談』第三巻第一号昭和三十一年三月）（雑誌B-7）に記述している⁵⁵。漢学については、「嘉永元年齡十三にして忍藩の儒官芳川波山に從学すること五年、同六年十九歳の時上京して幕府の儒官安積良齋⁵⁶

に從つて經史を学ぶこと七年、この間藤林「森力」弘庵・大沼枕山・江幡梧楼（那珂通高）に從つて詩文章を学ぶこと年余、明治に入り齡三十七歳にして鹿兒島藩儒官重野成齋に就て經史文章を学ぶこと十有余年に及んだ。かくの如く当時天下の名儒官に殆んど師事したのを見ても、後年多くの著述は当然と首肯されるのである。」とあり、川島の漢学人脈が埼玉県への仕官前に既に築かれていたことが分かる。

川島は蚕種大惣代を務めたことから白根県令に見出されて明治八年に県官となつた。九年には学務課長に拔擢され、以後本県の学務行政の確立に尽くした。また、自ら漢文・地理・歴史・修身等の教科書を執筆・校訂して県内外で広く使用され、埼玉県蔵版の教科書については、県が布達等で広告している。一方、大沼枕山の影響で宋詩を重んじた川島は、『湖海詩伝抄』乾坤（小林（正）二七五七・二七五八）なども刊行した。これらの教科書や詩集には白根多助・大沼枕山・那珂通高・重野成齋・木原老谷・亀谷省軒・中村鼎五らが題言や序を寄せ、校訂を加えている（表一）。

また、川島は優れた文才を発揮し、白根・吉田両県令のために上奏文や碑文等の代書を行った。後述する『樸坪遺稿』（掘越（哲）三三・三四）埼玉銀行三四四六・三四四七）に収録されたものの外、川島家には上奏文の原稿類（県史CH二四五）が残されているが、その内容を見ると、明治十一年の巡幸で白根が上呈した「県治提要」・「上巡幸頌」・「上県治提要表」・「上中津川因以請開其道疏」は川島が編集して芳川恭助・那珂通高・亀谷省軒が校正していたこと、白根の十二年の「上内務大蔵兩卿書」・十三年の「上文部卿書」の作成に川島が関与していたことなどが窺われる（補註三）（表二）。

白根の歿後も吉田県令の下で学務課長を続けた川島は、十七年から十九年にかけて『埼玉教育雑誌』を発行する埼玉私立教育会の会頭を勤め、十八年九月には、吉田県令に宛て「興学鄙見書」を提出する。

明治十九年、学務課長から北葛飾・中葛飾郡長に転じてその後郡治に尽したが、病を得て二十二年に退官し、二十四年五月に世を去った。

翌二十五年、子息川島得太郎⁵⁹⁾「先府君行状」(県史CH二四五—)を執筆する。正岡子規門下で俳人でもあつた得太郎は、川島の生涯を簡潔な言葉で綴っている。

「先府君行状／先子諱浩、字浩然、川島氏、号梅坪以号行、初名敬孝、字絹卿、武蔵国埼玉郡須加村人、家世為商、祖諱福敬、字源六、尤妙心算、嗜俳諧、号杉雪、考諱敬典、妣三宅氏、先子其第一子也、先子幼好讀書、不欲以什一処世、暇則研究經史、就忍藩芳川波山受其訓督、又従大沼枕山学詩、時幕府既衰、海内騷然、先子年壯氣鋭、散財結客、将有所為而時局變遷、事皆不成、乃壳劍買牛、耕耘自業、会朝廷与海外諸国訂盟、有蚕種輸出之事、先子受命管其事、以事数見埼玉県令白根君、君喜有其材学、拳幹県学、尋而総学務、埼玉所管地元併十八藩、地異其政邑不同情、每頒学制妨礙百端、先子及総学務紛擾頓止、首興中学師範学校、聘老儒宿学以教子弟、教学之盛、一時伝称、管下有七百小学、生徒之多至十余万人、学資之費歳三十余万円、而皆争出其資、無有吝惜之色、当是時文部屢布学令、綱領不一、皆苦之、而埼玉県規画、得宜官民便之、文部因以為、各県之模範、蓋先子之力也、先子資性謹嚴最謹、言語嚴然、有不可犯之風、人皆改其容、嘗憂当世之生徒輕佻傲慢、忽孝悌屢以為言、白根君嘉為上書(内務省・太政官)論之、及文部改教育令、先修身重孝悌与其所見符於是乎、有修身書編纂、又

病小学歴史上梓者多疵謬、公退余暇之輯一書、以課県下生徒、甲申秋、兇徒嘯集秩父郡、勢頗猖獗、会小学校行定期試験、属吏某出督之、聞變馳歸、先子責其不待命而歸、即夜遣之、曰天下一日不可無学、草賊何為鎮撫有其職、兄等勿以為憂、有一少年善文章者、擢為属吏使之成其材其人、至今称扶掖提、撕之功出、為葛飾郡長、臥病其参庁月不過数回、而闔郡治凡関郡治者常召故老以問俗審思熟考、而後定如水理土功、則慮永遠之利害、不為目前之事故、其功績雖不顯然、郡民水頼其利、先子体幹長大、氣力雄健、注意縝密、明徹毫末、而知人善任総其大綱而已、以故僚属皆得展其所長、而僚属即有失檢者、則尽力救済、殆忌寢食、先子受白根君之知遇、知無不言、言無不用、及君卒、屢以病辭職不聽及、宰葛飾意倍切、而郡民請留任、不已乙丑冬解職歸郷、郡民惜別供張甚盛、且贈頌德章、先子有詩曰、老病休官是拾遺、溫柔之旨有余師、不才吾亦懸車去、敢擬襄陽怨對詩、部民惜別礼何莊、為我切遺頌德章、誦到行々推重処、不知慙汗湿吾裳、先子常曰、余是未嘗至權門、余之未嘗為請謁之言、及其帰郷、吉田君驢庁中所蔵書籍志千五百卷以酬旧功、庚寅八月刀川汎濫、埼玉受其害、汪洋森漫一望如海、人畜之溺死、蘆舎之湮没、禾黍之蕩尽、不可勝計、悲酸之状使人愴然時、先子既致仕家居、直棹舟到県治陳善後策、策如意行、郷里為之欣悅、先是白根君病就医于東京、先子上書山田内務卿請其陞任、無何有宣下、朝廷頒布憲法、開帝國議會、郷友某之希為、議員声望未顯、先子為取周旋之勞、嘗奉命巡檢管内、至秩父郡大宮郷、接木原老谷之訃、流涕不止、立上書於吉田君、請賜祭資料、其在横浜托於友人若干金以達家、而其人匿其半私之、先子後知之然措、而不治絶交耳、又及疾病、命倣悉燒、親故之券、其重交輕利如此、大婦人晚失明、先子每

帰省問安、或有奇聞必報之、使家人朗誦以慰、其心得珍羞、贈之待座語、其肥滿康壯之狀、以安其心、大夫人逝後、姉氏亦失明、而嗣子放逸、家色屢空、先子常給資之、先子好讀書、吏務雖推積手不積卷、又雖以公務巡檢部内、觀山水之勝、則風詠衝口而出、庚寅秋患胃癌、請治于京医、再荏不廖、至乙卯五月廿五日遂不起去、其生天保六年七月庚五十有七、廿八日葬於松雲山先宝之次、会葬者無慮數百人、朝廷特賜賻金三百円、又賜扶助料於遺族、蓋為異數也、配福田氏、生四男二女、長倣日弟次郎、出嗣石川氏、曰庫三郎為福田氏所養、曰留十郎猶幼、長女適大野氏、兒女適須賀氏、今將建碑、將請文於碩儒誌諸泉壤、以謀不朽、因記錄平生所聞知、以備其採摺焉、明治廿五年蚤月、不肖倣揮淚謹狀

川島の学務行政での事蹟に加え、秩父事件発生時の対応、退官時に吉田県令から庁内の図書千五百巻を贈られたことなども記されている。得太郎は元師範学校教諭の倉田施報に行状書を基に「故葛飾郡長從七位棟坪川島君墓碑銘」の撰を依頼した。倉田撰の墓碑銘は、『埼玉県人物誌』（加藤三吾著 岩波書店 大正九・歴史図書社 昭和五一復刊）（図書S280・サ）二八六～二九〇頁に掲載されているので割愛する。

父の遺稿集『棟坪遺稿』を企図した得太郎は、師大沼枕山が二十四年十月に歿したため遺稿の撰と評を小野湖山に依頼し、卷一の文、卷二の詩に、墓碑銘（倉田幽谷・序（岡鹿門・中村確堂）・贈言（大沼枕山）を得て、原稿の校訂を元師範学校校長の中村確堂（鼎五）に託した。

「序〔中村確堂著〕／余今年六十有一。回顧平生交遊。一半帰道山。追懷往事。中夜不眠。川島梅坪為在東時僚友。令嗣伯終寄示遺稿。囑余序。棟坪嘗帶木原老谷書。來訪余于東京一番街僑居。一見如旧。既

而余承乏埼玉県学。梅坪掌学務。相知益熟。重厚寡言。通習吏務。其任人取長舍短。使人人能尽其才。是以県学皆得其人。綱拳目張。整然可睹。埼玉学政修備。為関左諸県之冠。棟坪能詩。為大沼枕山所許。而平日不敢表曝其長。以余短歌詩。談未嘗及詩也。今誦其遺稿。温雅秀麗。咀嚼有味。頗得風雅之遺意。家居利根川上。種梅數十株。因自号梅坪。晚辞官家居。將優遊自適。寄書曰。兒女嫁娶既了。將西遊訪子于鴨川上。余屈指吟埃。未幾接訃。何某不幸也。嗚呼老谷墓木將拱。而遺稿未刻。今伯終善繼父志可嘉哉。余也碌碌。老無所為。為故旧校其遺稿。是人生之最不禁情者也。掩卷長嘆久之。近江水口確堂中村鼎五撰于京都烏丸街僑居

これは中村確堂の序であるが、中村もまた明治三十年に校訂未了のまま逝去し、遺稿集の刊行は一旦頓挫することになる。

その後、二十年以上が経過した大正五年、得太郎は再度刊行を企図する。卷三に年少時の詩、卷四に撰外の詩を補い評を外し、木原老谷の遺稿集（後述）の刊行を完成させた元師範学校教諭の漢学者中村忠誠（桜溪）に再度校訂を依頼したのである。以下は中村忠誠の跋である。

「跋〔中村忠誠著〕／川島君棟坪喜与儒生文士交。其提学埼玉也。吾幽谷先師与木原老谷中村確堂等並聘。埼玉文教。盛于一時。余以先師之故。亦列教官之末。因得辱知。盖其為人豪俠愛客。有孟嘗信陵意氣。儒生文士。因君以免乎窮餓者甚多。使其得志。必能羅致者宿。獎推後進。以興斯文矣。惜夫止於一臬提学。名声不著。以没世也。所作文詩。大概散逸不留稿。息伯終輯録遺稿。岡鹿門中村確堂為序。未刊行也。頃者伯終謀余將伝之。顧今三十年矣。君墓樹已拱。諸老先生物故殆尽。知君者無幾。則校刊之寄。余不得不任之。夫校人遺稿。非知其平生者

不可也。雖知其平生。而非深於其業者。亦不可也。余昏於詩賦。非其人也。然君詩大率經諸老先生論定者。何必待簡牘而伝哉。因更校訂付石印云。／丙辰（大正五年）十月 東京 中村忠誠識」

中村忠誠の校訂を経て、計画から四半世紀経った大正六年、『樸坪遺稿』は発行者に孫祿郎の名を記してようやく刊行されたのである。

卷一には、①賀北巡表代白根県令、②鉄道臨幸頒并序代吉田県令、③修熊谷堤記代白根県令、④警部補窪田青木二氏死職碑記代吉田県令、⑤上山田内務卿書、⑥題西郷隆盛書幅後代人、⑦書韻華帖後の七篇の文を収める。この内、白根県令の為に代書した③は、伊藤博文篆額「熊谷堤」・白根多助撰・巖谷修書（明治十二年八月一日）の碑として熊谷市久下権八公園に、吉田県令の為に代書した④は、文言を少し換えて、山県有朋篆額「埼玉県警部補窪田青木武氏故事碑銘・吉田清英撰・窪田黙介書・下田喜成刻（明治十九年十一月一日）の碑として、秩父札所第十五番少林寺の秩父事件殉職警部補二人の墓近くにある。

①の明治十四年の上奏文「賀北巡表」は凝った四六体である。

「賀北巡表 代白根県令／伏以察俗觀風。設教之要。蠲租免役。恤民之基。五歲一巡。洵是虞廷盛規。三年考績。豈非聖主彝訓。是以景行東巡。実能歴觀厥土。齊明西狩。爰以綏撫斯民。況東北之地。生齒未繁。煦喘猶淺。省方盛典。安得不從衆望。臣多助誠感誠荷。頓首頓首。恭惟天皇陛下。乃聖乃神。乃文乃武。登庸俊人。茂育点黎。恢廓寰区。振興綱紀。德慕難波之聖功。政媿滋賀之隆治。万機余間。六取時邁。既巡蜻洲。又幸蝦域。乃飾彤輪。爰浮彩鷁。三陸龍飛。兩羽鳳翥。燠炎威之礫石。駕便輿以御風。碧嶂白波。撫麗景之不尽。青衿黃髮。頌盛德之無疆。簡札易儀。期道塗之不擾。披函憑軾。考声教之所覃。若

夫多賀古碑。訪真人之芳躅。志波遺壘。念將軍之豐勲。渡島倅酋。曩昔既為内属。後志郡領。如今猶有余采。日高土沃。可徵宿禰之言。野蒜港成。足踵大伴之業。何其規模之宏。熟知經略至此。矧地與風氣同關。民俱政化自新。早陸所臨。重洋攸駕。穴居野處。化為厦屋高台。猩語鳥言。變作咿唔絃誦。文身陋俗。縱觀冠帶之儀。卉服島夷。新拜錦緞之賜。自武尊之所不征。桓武之所未服。莫不水帖陸讐謳歌率服。於戲盛矣。臣夙受朝獎。叨膺司牧。丙子守疆。駐雲旗之旖旎。戊寅在任。望翠華兮葳蕤。今又振飭曹員。肅將庶黎。迎龍驕於上路。送玉輅于崇阿。小恙在躬。雖闕述職之典。還幸有日。庶及後后之時。戴天荷聖。敢竭鄙衷。臣多助恐誠誠惶。謹奉表以聞。」

⑤は、長州出身の山田顕義内務卿へ、病床の白根の昇任をその事蹟を挙げて懇請した文である。川島の白根への想いが溢れる一文である。「上山田内務卿書／埼玉県一等属川島浩謹奉内務卿山田公閣下。某聞明王之治天下。必使賞足以為勸。罰足以為懲。唯賞罰足以為勸懲。是以人人莫不磨勵以尽其力。若賢否混淆。淑慝不弁。拘常例守死法。不賞罰以振起之。則天下何以懲。何以勸矣。夫県令民之師帥。天子之所与共天下者。其賞最宜適実情。使天下曉然知所勸勉。此朝廷所以有任期例之設也。乃若三年之期。四期之任。增俸進階之典。皆有常例。可謂詳且備矣。然某以為此可以处其常。而未可以处其变也。何則常經也。变権也。天下不可一日無經。而亦不可一日無権也。経以处其常。権以处其变。而後天下之人喁喁然有望於我爵賞。令也守令有哲有愚。有賢有不肖。皆处之以常例。賢者未必得賞。不肖者未必蒙罰。故賞不足以為勸。罰不足以為懲。如此則賞罰之権替矣。伏惟白根県令為参事者二年。為令者八年。以撫字為心。以教化為本。雖無赫赫之名。有冥冥

之効。請拳其二。往年官追徵天下地租。令始出。天下駭愕。臬令建白請減額緩期。諸臬亦得准此減其數。使億兆仰朝廷寬洪之德。大藏省嘗下議。欲徵秋租於盛夏。臬令建言寢其議。二事所關甚大。而外間不知。臬令不敢言。又不屑言也。其併熊谷臬。為郡十一。其民多兇悍。号称難治。臬令能撫之以誠。率之以漸。傲很之風。自然消息。以故序中諸曹承其意。無喜功趨名之弊。奉職勤事。政無廢滯。臬令施行。三年於今。議多決於原案。未會有紛紜擾雜。上下悍格之弊。是可以見民心之歸向。某以為治民之術。莫大於無跡。莫善於清簡。何曰無跡。聽民情所趨。而制機於冥冥之中。使以向吾化。謂之無跡。何曰清簡。不競功不擾民。政寬而事立。謂之清簡。以無迹之術。行清簡之政。此吾臬令之所以過人也。顧人情喜功趨名。動為新奇可喜之事。以動播民心。曰。方今風化日開。工商不可不以隆。物產不可不以殖。殊不知助苗長者。未見其長。而苗先槁矣。臬令有見於此。故每事着實。不敢為新奇可喜之事。是以無赫赫之名。而其効之不可掩如此。則宜加恩賞。使天下之人曉然知所向。其竊見近年來國家所以待地方官。不能無惑焉。何則清簡化民者未得賞。而喜功趨名之徒。陞之為勅任。或為議官。是殆類善治民者以常例待之。紛然擾下者却以不次待之。恐非賞罰所以風勵之旨也。方今治化休明。而寬厚得民如吾臬令者。宜有特旨進階之典也。任期例云。初為臬令者。先試之權官。三年進正。又三年加俸。又三年陞為勅任。今臬令以明治十二年加俸。則明年必為勅任。其叨願移明年之寵命。而就今年。是非獨吾臬令之榮。為地方官者。亦皆知所勸矣。且臬令春來抱痾。纏綿不癒。氣力精神雖未減。年已逾耳順。万一有不_レ可諱。臬令多年之勞。將不錄于朝廷。是部內吏民之所深憂也。其誤蒙知遇。十年于茲。知臬令益熟矣。其人天資篤實。恭敬事上。若蒙不次

之恩命陞勅任。則其感恩德。必如何報之也。向者鸞駕北巡。前內務卿松方公先駕過臬下。某私將執謁具狀。公公既去。不果請。某亦嘗尋知宮內大輔杉公。乃謁公。語以情。公称善。曰。余將謀于內務卿。既而車駕還。時局一變。閣下新領內務。未知杉公既謀之閣下否。伏以閣下才兼文武。秉心塞淵。出建勲業。入參廟謨。一世之所重。民望之所屬。而今亦領內務。機宜之事。靡所不統。切冀察賞罰之所以勸懲。知經与權之所以不可偏廢。審吾臬令之所以為治。与民心之所以歸向。議之廟堂。加殊恩以賞其功。則吾閩臬之慶莫過焉。某本草野鄙人。鱗直木強。足未嘗至權門。口未嘗為請謁。今進言至此。豈有他乎。有功如臬令。而猶且待以常例。恐非朝廷所以待賢守令之意也。閣下幸垂察焉。冒黷威尊。不勝悚惶。浩再拜。」

詩は百六十七編が採られている。その内、漢詩仲間(傍線を付す)との交流を詠んだ詩題は以下の通りで、幅広い交友関係が窺われる。

「贈巖谷一六・春夜与亀谷省軒飯田松宇早川藍澳諸子飲於青柳亭。省軒詩先成。因次其韻三首。・贈伊勢小湊索和二首・同三島中洲木原老谷早川藍澳諸子遊榛名山。往來得五絕句。・香山雜興三島中洲韻二十五首・喜雪五十韻上白根臬令・送森春海遊上毛・賀吉田臬令叙勲六等賜单光旭日章三首・食猪肉歌同古橋揚洲賦・謝芳川襄齋惠霞浦蝦・春初送遠藤執庵歸家是日大雪・六月六日雷雨大作次久米習齋韻・与長谷川緑江話旧二首・送僧大空歸佐賀・寄大沼枕山先生在信濃・贈遠藤執庵・喜古橋揚洲來問病。次其見贈詩韻・誦芳川波山先生囚山亭百律三首・有懷久米習齋・和芳川襄齋宝船詩・蕨駅訪林鼈菴・怡顏亭席上同毛利半山次高青邱韻・久米習齋至。相携飲於小憐樓。古橋揚洲遠藤東嶂諸友皆在座。習齋善詩。酒酣耳熱。論談風生。洵足壯吾党之氣。醉中次

韻其近作贈。再置韻送習齋帰郷二首・贈寺門静軒八置韻・贈芳川春涛・
香山客舍贈長島有水・次韻贈鈴木松厓兼似其令子・送清浦奎堂赴官東
京・遠藤東嶂所藏古瓢。脉理緻密。古雅可愛。余借此入都。盛酒賞花。
愛玩數日。既賦此為謝。寄江幡梧樓・寄藤井良平・贈楳取泉令・陪泉
令吉田君赴秩父途中作三首録一・牛村別業次岡鹿門韻」

次に川島の詩を挙げるが、詩風は自在で、卓越した詩才が窺われる。

「同三島中洲・木原老谷・早川藍澳諸子遊榛名山。(卷二・三丁)

先呼後喚趁秋晴。步向名山脚更輕。十二列仙如有待。排雲故故笑相迎。
硯岳巖巖維石攢。探奇人立水之干。湖心倒浸芙蓉影。八朶分明上下看。
神祠儼在白雲端。危磴登登着脚難。頭上恠巖看欲墜。未踰數級膽先寒。
鳴禽磔磔水冷冷。四顧無人昼自冥。忽覺吟衫風氣濕。三層塔外万杉青。
求仙得得訪遺蹤。叱馭歸來夕照空。回首白雲埋去路。湖光山色有無中。

前詩既成余興未尽復賦古體一篇(卷二・十丁)

灑灑之雪蓬蓬風。仙人作戲御白龍。鳳邪鵬邪將鶴鷺。群飛撩乱下長空。
恍疑身赴塗山会。玉堆帛積乾坤溢。又疑飛入広寒宮。珠簾粉牆絶纖芥。
平生未遇此奇觀。咄嗟伝酒滿堂歡。玉山搖頽歌舞起。祖褐裸體不知寒。
主人胸次何豪爽。笑徵雪兒助威賞。紅粉青蛾侍綺筵。彈絃唱出纏綿想。
贈君以照夜之珠。贈君以釀水之壺。願賜金環以固信。願投朱轄以長娛。
歌雲凝兮烟景暮。翠衾温兮蘭燭炷。独思後会之難知。俱怨佳期之易誤。
歌終酒散夜沈沈。雪滿前庭三尺深。瑤域雖好不能去。使人一步一傷心。
冬日雜感(卷二・一八丁)

白髮有親煩倚望。青雲無路恣飛騰。与誰同飲新菟酒。折簡時招物外僧。
富岡(卷二・二二丁)

昭嶠大厦聳。鬢鬣濃烟長。瑋琮覓泉注。宛轉纜車忙。紅女紛作隊。織
手白於霜。巧繰吳蚕糸。千条万条長。妾心正如許。纏綿切中腸。齋此
何処去。沈吟費商量。不若織錦段。充他嫁時裳。願將五色線。繡出双
鴛鴦。

食猪肉歌同古橋揚洲賦(卷三・四丁)

四山積雪白皚皚。山猪求食出徘徊。飛丸洞腹鮮血迸。淋漓紅灑碧崔嵬。
被裏黃茅馱牝馬。健兒監視下山來。天寒市價貴於璧。屠戶招牌会饑客。
小炉鼎沸下霜葱。包丁鱗片排堆赤。鮮肉如花肪如水。纔下箸沫香溢齒。
黑牡丹勝紫駝峯。太牢之儀寧足美。青州從事添精神。頓覺四肢生春温。
裸臥雪中眠船船。不妨斲瘡如刀痕。

有懷久米習齋(卷三・二五丁)

遊春到处恣陪隨。豈料東西歎別離。空谷月明吹笛夜。小園花落賦詩時。
鴛城聞雨孤牀在。墨水貪宵一艇知。楊柳橋灯明似昼。幾年同把手中卮。
贈寺門静軒八置韻(卷三・二九丁)

肯受区区俗子憐。飛沈酒海又花天。風流得罪名猶秀。詠諱為文智更圓。
削髮何妨追德隱。栽梅儘好學逋僊。剡藤落筆帶悲憤。人道劈窠如米顛。

夜意(卷四・九丁)

白露深如雨。銀漢明欲流。斂昏天已夕。出戶趁新秋。四郊無人語。鳴
虫自啾啾。殘蛩飛無力。開闔稻花頭。遠笛不知処。灯火隔田疇。如無
如有影。一声兩声幽。低徊不能去。月落暗烟稠。何人猶秉燭。買醉水
邊樓。

中秋臥病(卷四・一二丁)

葉蘊烟断夜方残。悄聽隣楼笑語闌。天井孤輪來枕席。人間二堅阻杯盤。
鴛鴦池淺荷花敗。蟋蟀籬疎荳蔻寒。明歲難期明月好。少時力病拄頤看。

贈楫取泉令（卷四 一五丁）

勗史耕經老不休。黃堂為政世無儔。文儒君是兼循吏。已占人間第一流。

陪泉令吉田君赴秩父途中作三首錄一（卷四 一六丁）

士女聚觀簇綺羅。歡聲偏向馬前多。流鶯亦喜長官到。尽日嚶嚶巧奏歌。

退官諸感（卷四 一七丁）

老病休官是拾遺。溫柔之旨有余師。不才吾亦懸車去。敢擬襄陽怨對詩。
部民惜別礼何壯。為我切遺頌德章。誦到行行推重處。不知慙汗濕吾裳。」

（三） 木原老谷『老谷遺稿』

明治十六年五月に歿した師範学校長木原老谷については、漢詩人亀谷省軒が明治三十六年刊行の『省軒詩稿』第二（国会図書館デジタルコレクション）の「統回旧詩」で次のように詠んでいる。「木原老谷（茗薺修業、文名夙顯、氣骨崢嶸、不与世合、革新後、入史局、又為埼玉中学位教授）老松抱堅節、偃蹇空谷中、雖堪棟梁用、不復遇良工、滿篋遺文在、颯颯鳴清風」。亀谷が惜しんだ木原の滿篋の遺文は、その後明治四十四年に『老谷遺稿』全六卷（早稲田大学古典籍総合データベース）が完成し、世に伝えられることになる。『老谷遺稿』の発刊経緯については、編者中村桜溪（忠誠）が第六卷の叙に以下のように記している。木原が明治十六年五月に歿して十二年後の明治二十八年、木原の養子で埼玉県学務課県官の木原守三郎⁸³は、師範学校教諭の中村忠誠に父の遺文集の編集を依頼した。中村は千百篇程の遺稿から八十六篇二百頁余を選び六巻に構成し、三十一年に第一巻を刊行し第二巻までを刻

成した。しかし、それ以降の刊行資金が足りず、また、中村自身が台湾国語学校の教授として渡台することとなり、刊行は一時中断する。その後、明治四十年に帰京した中村は再び資金集めと刻成に取り掛かり、四十四年に至って『老谷遺稿』全六巻の刊行が完結したのである。なお、行政文書に残る履歴に拠れば、養子守三郎は本県の学務課長を務めていたが、完成前年の明治四十三年に病により退官している。

墓碣銘（重野安釋）・序（岡鹿門・服部愛軒）・叙（中村確堂）からは木原の生涯と人柄が知れる。ここではまず親友重野の墓碣銘を挙げる。木原は重野の家を度々訪れ、家族のように親しく過ごしていた。

「木原老谷墓碣銘〔重野安釋著〕／阪谷朗廬殉。老谷自埼玉寄書曰。諺云。兔死狐悲。是非他人事。居無何。老谷亦歿。嗚呼。比年以来親交相踵下世。前涙未乾。而後淚繼之。人世之感。顧果何如耶。埼玉距東京甚近。老谷每官暇駛車來京。訪問親故。館于余家。一宿再宿而去。余或不在。家人延之所書齋。具飲膳陳圖籍。奉枕几沃盥。相暱如一家親。時偶不來。則曰木原先生得無疾乎。及其獲疾就京医。余数請其來館。老谷乃堅辞不肯。遂易簣於逆旅。嗚呼。老谷自知命期。不欲以後事煩人乎。悲哉。老谷諱元礼。字節夫。初称雄吉。老谷其別号。常陸土浦人。世仕土屋侯。曾祖諱元周。祖諱元古。考諱維章。号荷亭。本姓柴沼氏。來嗣木原氏。配其女。生子五。老谷三男也。幼好学。会藤森弘庵积褐土浦。老谷以藩子弟之雋秀。受業於門。後遊昌平。与諸子切劘。学成而歸。擢為藩文学。別興家。王政革新。任藩少参事。藩廢。官左院。転史館協修。以疾辞。疾癒。埼玉泉令白根多助聘為中学位範校教諭。尋兼校長。老谷学有淵源。博通和漢。其文詩矩矱弘龐氏。而書最肖之。当世罕能及者。而性易直謙虛。不以才能誇人。其接

物寛厚。若不立異者。然其中廉介。截然有守。不敢阿從以取容。又不欲立門戶高自標榜。抱其偉器異能。而終乎一臬教官。可不謂命哉。老谷長余三歲。其在昌平。与藤野海南・三浦雷堂・岡鹿門・安達清風及余最親善。明治初。諸子聚于京。創一社曰旧雨。余作各人小伝。其伝老谷曰。老谷多才芸。旁解声曲。巧為東調。昔時同人宴集。衆責令奏技。乃倚弦轉喉。娓娓可聽。今雖老矣。酒闌興旺時。一為之。拳坐激賞。老谷一見請刪之。余曰。此遊戲文字耳。庸詎傷。老谷反覆弁論。必刪訂而後止。盖荷亭翁年老在郷里。恐其書流伝触翁目。使翁慮其無行檢也。其孝愛畏慎如此。老谷中年以後。數罹大患。殆不起。而翁逝後五年乃歿。其明年母氏亦逝。翁九十有二。母氏八十有八。而老谷之壽。則止於六十。悲哉。老谷既不大用於世。然白根県令深重其為人。待之極厚。老谷亦感其知遇。竭心教學事。生徒彬彬有所矜式。及歿。今県令吉田君与属官川島梅坪・中邨鼎五等經紀後事。弔賻礼至。明治十六年五月二十七日卒。三十日葬土浦善心寺先塋。娶岡田氏。無子。養兄女。配埼玉県加藤氏之子以為嗣。曰守三郎。今官本県。有孫女。尚幼。所作文詩若干卷。雜著若干卷。藏于家。老谷之喪鼎五作壙志。而属墓銘於余。嗚呼。余与老谷親如兄弟。墓銘之事。固当自任。但公私事殷。未暇執筆。荏苒涉三禩。余書齋之前。弁木再華。凶籍枕几沃盥之具猶如故也。而其人不復來。悲哉。乃収淚而作之銘。銘曰。修髯皓首貌神仙而德君子。君子所遇窮而所過化。尸祝羹墻無遠邇。常之浦武之野。魂兮追遙子所止。爰安其藏維桑与梓。九泉相從樂且孺。復奚問命之通否。／明治十八年六月 修史館編修副長官五位勲六等重野安繹撰

次に挙げるのは後輩服部章の序である。木原は服部の文章を見て、

貧窮の身で帰郷しようとしていた服部を師範学校に招いたのである。

「老谷遺稿序」〔服部章著〕／老谷木原先生之長於埼玉県学也、導生徒以道德、不敢加鞭撻、生徒皆服其德、勤勉匪懈、制行嚴正、学业日進、父兄皆曰、先生薰陶之力也、嗚呼、先生德足以化俗、才足以安民、而不能有一所施止区々一臬教官、余安得不為先生悲乎、先生為人清廉寡欲、尤重名節、眼光炯々髭眉皓白、如神仙中人、其与物接、不設畛域、即之藹然有一团春風、人愛而畏之、嘗入史館將有所大用、不幸以病辭職、晚赴埼玉、不復論天下事、購読之余、以烟霞為娛、県有調宮公園、老樹森鬱、隔絶人寰、先生愛其幽邃、時与章輩會於此、置酒論文、醉則清談佳話、如不知富貴功名為何物也、初余之來東京貧甚、殆不能自活、將西帰一夕、有客來過問之則先生也、曰、昨於某家觀子文、聞今將帰、是下喬木而入于幽谷者、吾儕且暮入地継起者非子輩而誰、何不來我埼玉、余感激遂從之、屈指十有六年矣、先生墓樹已拱、而余髮亦種々、曾無一辭足以伝世者、使先生有知、其謂之何頃嗣子守三將刻遺稿、囑中村伯実校次、余亦与焉、盖先生之文、理以為主、氣以行之、絢爛蒼潤、不求工而自工、盖德之与才如此、其発於詞藻者、亦安得不然乎、重野成齋博士嘗評先生之文曰、試入遜志齋集中、不可弁也、岡鹿門翁亦曰、当求諸古人集中、今人無此手腕、二公天下文宗、而其推服至此、何須余輩稱贊、唯知遇之感、則有不能已者、遂附一言於卷末／明治乙未春三月 明石 服部章撰

この序からは、木原の人柄や、麗和吟社の例会が開かれていた調宮公園（浦和公園）を好んで訪れていたことなどが知れる。

木原の作品は八十六篇が収められているが、ここでは、その内、内容が埼玉に関連する四編を紹介したい。各文末の重野成齋・岡鹿門・

王菟園⁽⁶⁴⁾・中村確堂・倉田幽谷の評については割愛した。

「児玉郡建中学記」(巻一 一七丁)は、木原が開校式に当たり、友人であり師範学校の同僚であった中村鼎五校長に持参したものである。

「児玉郡建中学記」小泉君寛則。長於児玉那珂賀美三郡。夙以興学為務。先是屢欲創中学之校。事格不行。今年大会閩胥族師而議。議以克合。遂修禪刹為学舎。器用饌廩之具立辦矣。則曰学校唯師之重。校長不得人。教道廢矣。於是聘吾友諸葛君鼎為校長。乃以十月十三日行開校之式。予承乏師範學校長。則來而觀盛儀。盖亦幸矣。顧開校必以祝辭為礼。予今不以祝而以規者。不以尋常中学待此校諸君也。余聞本郡糸繭之良冠一梟。声価高出于他産之上。余請以養蚕之術譬教学之道。夫蚕之初生。其形甚微。蠢然蠕動。若不盈睫。養者乃憫憫飼之。戚戚保之。不啻慈母之於赤子。及漸長。飼養亦益勞。三起三眠。經數旬以至吐糸。是蚕成繭之候也。方是時。採葉之勞。長養之苦。夜以繼日。其候寒暄之度。慎燥湿之節。避害就利。其事可謂勤矣。苟不然。則或垂成而腐焉。或繭而蛆焉。臭腐狼藉。至無一所獲而後已。甚者有以此破産者。此養蚕家之所以警戒惕勵不敢忽也。今子弟之上学者。意思未定。智費未開。嘩然成群。猶蚕之蠢然在箔。則校師父兄之所以愛養慈育者。不可無其方。教学之方。禁於未発謂之予。当其可謂之時。予與時。此教之所由而興也。及年漸長。則声色之慾誘諸前。功利之念駭諸後。性情一蕩而不能復安学。始而怠。終而廢。師父長養之功。視如蕘土。至流蕩不返。壞家亡身而後已。是其咎雖在彼。其師亦不得不任其責。夫声色功利之誘。蚕之傷於寒喧燥湿也。情心萌動。旋作旋輟者。猶蚕之三起三眠也。於是乎有宵雅之誘。有夏楚之威。以振其惰率其怠。古人教導之具。何其備也。為師者誠能勸勵而撫摩。優柔鑿飶。使人無倦

怠之意。此教之所以成也。抑本郡之糸繭冠一梟。其衣被於四方者不可

勝量。此雖水土之宜使然。豈非以人事之至耶。故使師勿倦於教。使諸生勿廢学。成材備器。以供國家無窮之用。則豈翹教化之美冠一梟。声価之高亦出於諸梟之上必矣。苟不然。則傷才阻化。害或及闔郡。可不懼乎。君鼎学博質厚。謙讓而強毅。於為校師何有。君既以教化為急務。校師亦得其人。予知其必不然也。諸君以為然乎。不以為然乎。是為記。」

児玉が梟内一の養蚕地であるための異例の祝辞である。中村は、「老谷当日作祝辞。又作此篇。携来示余。余曰。祝辞正体。故堂堂整整。此篇変体。故以繭糸立言。切実于其土。論人者当如此。老谷笑曰。当他日加練磨而後請評。持帰未数月臥病。遂不起。哀哉」と評している。

「修身叢語序」(巻一 二〇丁)は、学務課の福井光が編輯し川島煤坪が刪定した埼玉県蔵版の修身教科書『訂正修身叢語』(小林(茂)三三七七(表一)に付けた明治十四年三月の序である。

「修身叢語序」風俗之醇醜。隨于氣運之盛衰。而氣運之盛衰。視于風俗之醇醜。猶之草木之隨春秋而榮悴。此理之常。人人能知之。故教化之方興。可以挽回氣運之衰。顧氣運之方旺。寧有不可變澆季之俗邪。方今際乎中興之運。挾乎復古之業。百度更張。教化盛興。宜風俗與時運日化。以臻文明極盛之域。然而澆季之余風未愈。而巧偽之積習日長。豈非上所以率之者未尽善。而下文無起而振之者乎。譬諸樹木。栽培浸灌得宜。雖木可以凌雪霜。傷折之剪伐之。松柏猶且不能息陽春之氣。此非理之易見者邪。夫人心之動。因物而移。浸灌于嘉言懿行之中。則不与正期。浸灌于淫辭說說之中。則不与邪期。教化之不可不慎。盖為此也。自西学之行也。人急功利而忽修身。尚浮華而鄙淳素。耳食之徒。傾倒眩惑。一時成風。屏棄絳伝。視同敗紙。坊間所鬻。非侮聖慢賢之

書。則逐時射利之說。一莫非長傲增偽者。故吳下之兒。田舎之童。僅誦數卷之書。則傲然自大。譏揣政法。凌蔑古先。不復知人間有禮義之事。是以風俗与氣運相背馳也。友人川島梅坪有慨乎此。思所以救之者。与其徒謀。著一書。蒐古今別和漢。分門若干。名曰修身叢語。嘉言懿行之美。粲爛萃焉。足以警發誦者之良心。而有補於世道。謂之霜夜之晨鐘可也。雖然蓬非生徒於麻中。奚能直。楚人之子非引於莊獄。安得齊語。寡之不勝衆久矣。吾奈此著之有補于世何。曰否。物極必反。西学盛行。人漸悟其弊。此非醇醜將變之機乎。況世道自任。亦不乏人。自今著述之上梓者。必修身進德之書。而非向之長傲增偽者。吾知德之不孤也。則風俗与時運化者。庶幾可期而竣矣。而此編乃為嚆矢。余烏得不樂而序。」

教科書にはこの序が、木原の流麗な筆跡のまま刻されている。

「観雪集序」(卷一 二八丁) は白根県令が開いた観雪会の作品集『観雪集』の序である。『観雪集』は未見だが、笹田黙介に「白根明府観雪宴用川島梅坪之韻」、川島楳坪に「喜雪五十韻上白根県令」、「前詩既成余興未盡復賦古體一篇」、早川藍澳に「喜雪八韻」の作品がある。なお、この観雪会は「故県令行状」(後述)に「是冬連月無風雪、至十四年一月十九日大雪、君集僚属、開宴於公園、賦詩歌、蓋寓祝意也」とあり、芳川恭助の小室元長宛書簡(補註一)にも記されている。

「観雪集序」佳遊非期而得者。佳詩非思而成者。遊出於意料之外者最可樂。而詩之不待安排者最佳。此情与境会。弻於内溢於外故也。日者恒陽累月。雨沢不降。白根明府深憂之。既而雨雪大作。埋谿瀾山。一白無際。明府於是大喜。会僚属而張盛宴。对瓊樹而酌芳醇。詠国風以伸雅懷。其洋洋悅懌之情。蓋有非言語之所能形者。豈非以遊出於意外

憂喜驟變之故哉。而諸君之廣和。亦同乎明府之樂。而發乎歡喜之余。宜有非思索安排之所能為者矣。夫詩本於性情。情苟至矣。則田峻紅女之詠。皆采於国風。而戴於万葉。何況於士大夫乎。謂吾不信。請取此集而觀之。」

木原が白根県令のために代書した「埼玉県人殉難碑記」(卷三一丁)は、熾仁親王題額・白根多助撰・日下部東作書・広群鶴刻(明治十三年五月)の碑として調公園(さいたま市)に現存する。白根県令は西南戦争に多くの巡查等を召募して派遣し全国にその名を知られたが、その後、毎年浦和公園(現調公園)で慰霊祭を行い、殉難碑が建てられた。

「埼玉県人殉難碑記代」明治中興之十年。薩人犯順。出兵困熊本城。勢焰甚熾。延議遣有栖川親王。督師討之。所在転闘。八閱月而克之。賊郡殲焉。是役官軍死傷無算。而吾埼玉県人。隸旅団。及応召募而死。少尉以下一百十有六人。朝廷既行恤典。合祀於東京靖国神社。越十二年十一月。県人請而行祭式於本県治所。於是築壇壝樹神籬。帷幕旌旆咸遵典礼。余率賓僚及死者親戚。就位致祭。雅樂交作。裸薦有数。凡百礼容莫不備。是日天气晴朗。士民聚觀。有泣下者。越明年某月。某等請立碑。以不朽其事。請文于余。余官此県八年于今。与士民情意相得。有如父子。碑文之請。不可得而拒也。夫治教之成。匹夫匹婦皆有能奮於死生之際。而風化之壞。士大夫無以丘於無事之日。何則人心所向有義利之別也。曩者薩人以精悍之卒。百戰之余。健闘奮戰不遺余力。而官軍裏創踰屍。効力彈丸雨注之下。視死如歸。遂能斃大憝而清海宇。是雖將帥得人。制御適機之所致。非人知名分順逆。安能如此盖休養十年之久。教導撫摩趨。捨之辦明於内。而耳目所嚮純於一也。是以吾士民亦能奮激敵王愾。死而為忠義之鬼。此豈非治教之大効明驗邪。

不然則以後醍醐帝之英武。而輔以新田楠木諸公之忠勇。以討一高氏。士卒之在行者。朝屬官軍。夕為賊兵。蠅集蚋散。不可禁遏。中興之業潛焉。無他。人惟知有利。而不知名分之為何物也。明治之所以成。建武之所以敗。豈不彰彰乎哉。抑武藏之為國。土壤広斥。風俗雄悍。古昔往往出武勇之士。若所謂武藏七到党是也。如能撫摩振勵以養其所趨。則所成將不止塞旗陷陣之勇。然則某等此舉。非徒為死者。其於所以獎勵士民。不為無裨也。乃為序而銘之。銘曰。 皇道方亨。大禍芽孽。封豕長蛇。投擲紛發。天兵下討。欽折破斧。以援孤城。以遏徂莒。誰其使者。惟義所激。爰訖天誅。莫非汝績。繫吾士民。實在戎行。決命爭首。撻伐以張。豈不哀痛。殞身為國。鄉人思汝。享祀惟飭。鐘鼓籩豆。歲時勿忒秩父之山。橫翠參天。綾瀨之水。清而且淪。魂兮來歸。庇我後人。」

この碑は、明治三十一年刊行の銅版画『延喜式内調神社境内全図』(皆川華岳臨写縮図彫刻 成隣館)(明二三七二—一五)では、現在の建碑の場所ではなく、調神社拝殿脇に描かれている。

なお、木原は白根県令の逝去後に行状書の執筆を依頼されたが、自らも病に臥して叶わず(後述)、翌明治十六年五月二十七日に卒した。

(四) 早川光蔵『藍澳遺稿』

藍澳と号した早川光蔵(弘化四〜大正五)は多門寺村(現加須市)の出身で、明治六年に二十七才で羽生学校長となり、七年に庶務課、八年に学務課に勤務した。一旦千葉県に転じたが、十年に本県に戻り、各課を経て二十二年に衛生課長となる。その後、北葛飾郡長から北足立郡長となり十八年間勤めたが、病のため大正四年に辞し、翌五年に逝

去した。著書には、『小学文林』『古今紀要字引』『初学訓』『苗字尽仮字附』などがある。

『藍澳遺稿』(西角井九〇九七)は、故人の遺志により子息早川浅治が大正六年に発刊して配布した。上下巻を一冊に製本し、文十一篇と詩七十三首に中村忠誠の墓表を附す。採録された文は竣功碑や顕彰碑の碑文であるが、内容が明治後期のため割愛し、詩の一部を紹介する。

「笹田別駕川島課長抵児玉町途上作(下卷一丁)

寄鶴瀨盟兄(下卷二丁)

桜花三月酒醒時。不耐青山聞子規。人事交遷猶若此。昇沈有数復奚疑。

喜雪八韻(下卷三丁)

雪欲瀾空落。風將捲地來。橋頭先糝柳。簷角已妝梅。片片兼鷺亂。漉漉帶霰摧。農謳田野外。妓棹泛江隅。太守陳華宴。賓僚酌綠醅。偏疑朝玉闕。真似上瑤台。黃竹歌調矣。幽蘭賦妙哉。応知長至日。二麦与雲堆。」

笹田・川島・鶴瀨との交流が窺える詩と、白根県令の観雪会に寄せた詩である。その他の詩題には、飯田松宇と巖谷一六の名がある。

(五) 溝口桂巖『桂巖詩鈔 麗和集』

溝口桂巖(恒、旧名金弥)は文政五年に相模国津久井郡千木村の素封家に生まれ、大沼枕山に師事して漢詩を学んだ。埼玉県に残る履歴に抛れば、太政官で弁官筆生となり明治二年主記、四年大蔵省記録寮十四等出仕、五年記録少属、六年記録中属、七年内務省権中録、八年に局が廃され職を辞すとある。

その十年後、明治十八年に、溝口は六十四歳で第三代吉田清英県令の下、埼玉県に入庁する。庶務課記録掛となり、同十九年に総務課記録掛・官報報告主任を務めた。また、同年、桂巖は佳品『墨水三十景詩』を刊行したが、その評者には川島樸坪が加わっており、師範学校長で旧知の友人でもある綿引泰(東海)が跋を寄せている。

このように溝口自身は白根県令に仕えた県官ではないが、交流した県官達の多くが白根県令の部下であり、ここで採りあげておきたい。

溝口は明治二十年四月に非職となったが、その後も暫く浦和に住み、県官達と交流した。二十五年三月に吉田清英の題詞「飘逸」を冠した

『桂巖詩鈔 麗和集』(国会図書館デジタルコレクション)を刊行した。

亀谷省軒と綿引泰の序文から、その生い立ちと詩才を見ていこう。

「序「亀谷省軒著」／東京之地。閩閩櫛比。肩摩轂擊。不見幽閭之境。独有不忍池。緑樹与白水掩映。其勝髣髴乎西湖。而下谷之街与相接。

故騷人墨客多家焉。如鷺津毅堂・大沼枕山・森春涛。各表極詩名於當時。枕山善陶甄英俊。閩雪江・植村蘆洲諸人。翩翩輩出。而溝口君桂

巖尤為翹楚。花晨月夕未嘗不逍遙乎池上。桂岩夙有大志。欲俯拾青紫。鞭肥馭堅。又欲操陶朱之術。淺斟低唱於銷金帳下。而皆齟齬顛蹶。

命与仇謀。遂赴浦和為県吏。而簿書期会間。尚不廢吟哦。居六載得數十百首。題曰麗和集。邦音以麗与浦相通也。夫桂岩数奇。既不得志於

当世。又抱負瑰異鴻麗之才。不能樹赤幟於中原。徒為山巔水滢攄憂排悶之辭。豈非可歎哉。然十年來下谷諸家後先彫謝。而桂巖獨矍矍為詩

壇老将。蓋天有所乘除而然歟。嗚呼緑樹白水。歷然在眼。而其人則亡。今取此編誦之。不独為桂岩外歎其境遇。亦有不堪今昔之感者矣。／明

治二十四年冬省軒亀谷行識于東京搜奇窟。」

「後序「綿引泰著」／吾嘗遊峽中。路過相州千樹山下。見臨溪之家。四面石墻。結構爽塏。丘壑之豊。烟霞之適。蔭丹桂。籍白茅。古木恠崑。繞屋而森列。心太異焉。問之土人。則吾友溝口景弦君桂巖居也。景弦家世以農雄于一郷。少壯豪放。研究學術。最嗜韻事。凡文人韻士。尋幽搜奇者必訪之。若先輩遠山雲如・鷺津毅堂・大沼枕山諸老。咸淹留數月。景弦杯酒相歡。日夕唱和。遂妙於詩賦。故詩無常師。出入唐宋。而自成一派。如其古詩長篇。悲壯沈鬱。使人感觀興起者。亦不尠也。維新之初。勤勞王事。方將有所為。無何感世途之漸移。罷官。下帷於東台山下。与枕山・湖山・春山諸人。文詩相娛。晚年自写懷抱。風骨獨高。嘗刻墨水三十景詩卷。詩名喧伝一時。然韻脚有限。休止七絶。惜不足見平生伎倆。頃報其桂巖詩鈔刻成。吾太喜之。遂不顧固陋。乃贅之一言。明治壬辰端月識於能州涌浦温泉客次。東海老漁綿引泰」

桂巖の例言に拠れば、手元には凡三千首・十五卷の詩があり、神奈川時代を「山居集」、江都に寓した時代を「幻華集」、明治維新後を「京華集」、浦和の時代を「麗和集」と名付けていたという。『麗和集』は、浦和に移った明治十八年十月から二十四年十二月までの詩を収め、関本鳳蝶が選し、頭評は大沼枕山・小菅香村・小山春山・中村敬宇・森槐南・高雲外・佐田白茅・亀谷省軒・関本鳳蝶の諸子が寄せている。

詩題にみる漢詩仲間(傍線を付す)には、川島樸坪、吉沢氏、平戸星州、綿引天行、吉田清英(県令)、元田氏、深田耐堂、牧野鉄叟、小山柳田正斎、清宮廉堂、川田甕江、松田学鷗、矢田部雨山、藤田東湖、稲香、梅山魁堂、佐藤氏、中村敬宇、小野湖山、森川竹溪、樋口翠雨、笹田青藜(黙介)、早川藍澳、田端槐洲、長谷川敬助、矢部敬斎、小菅果卿、小山毅卿、落合直澄、堀内氏、大沼枕山、高宮毅甫の名がある。

次に詩の一部を紹介するが、頭評については割愛した。

「訪川島緝卿。酒間賦一絶。(二丁)」

独訪高人扣晚扉。松梢尚有带斜晖。青霄一鶴翩翩舞。引得吟身到翠微。

同川島吉沢二氏。遊大宮公園。謁氷川神祠。(二丁)

四边楚楚鬪榛荆。最好搆樓尋酒盟。自笑当年陪勅祭。衣冠束带似公卿。

贈綿引天行。天行曾僑居下谷。与余居接近。今余移居浦和。天行

亦隣近。七八故云。(四丁)

一見披襟已幾春。曾容衰老薛蘿身。文侯不負虞人約。鮑叔能憐管仲貧。

興自閑遊吟处発。氣於痛飲醉中伸。往来疑有宿因在。都鄙尚回居卜隣。

同深田耐堂。遊与野公園看花五首。録二。(四丁)

千畝名園草織茸。桜花稠密間疎松。四時長有奇觀在。假富峰望真富峯。

驟暖一宵花已開。遊人籍草名銜杯。古風入眼殊堪愛。椎髻村姑作隊來。

同川嶋樸坪抵元太郎。觀石井氏庭前牡丹。徑一丈二尺許高称之。

花淡紅色。而著百五十個云。(七丁)

一樹專庭大牡丹。艷香薰滿雨初乾。淡紅三尺春風面。宴罷楊妃醉倚闌。

四月廿二日。蒙非職之命。詩以紀恩。(一二丁)

元是高間風月身。一朝祿仕混浮塵。從今脱鞅如奔馬。也作江湖浩蕩人。

嘯月吟花誤此生。敢要老去受身榮。天恩尚有三年秩。寄碧山耶寄玉京。

己丑十二月三十日送吉田明府還于東京。(二二丁)

僚屬摩肩共一車。送君歲尾恨無涯。春風春雨今如見。淚濺河陽滿眼花。

巢治多年教化施。万般事業万民知。予期追慕頌嘉德。旧令白根多助君碑

前添一碑。

賀早川藍澳被命衛生課長。(二三丁)

修学多年夙立身。何須及第去拖紳。賀君雞口勝牛尾。百万生靈司命人。

賀笹田春翠君賜勲六等瑞宝章。(二六丁)

公才更用姓名揚。不負男兒志四方。副職功高進階級。在官年久賜勲章。

未期图画上麟閣。只要賢明列廟堂。衣錦不須超海岳。一条電信達家鄉。

麗和竹枝三十首 節十二。(三三丁)

泉庁門内屋連覺。幽壇尤宜寄宦情。自与市街風致異。淺斟低唱漏琴聲。

葱玉条桑翠滿藍。行厨何暇揀肥甘。令公能勸農家業。官邸夫人也養蚕。

距京數里連市家。早知趨舍鬪紛奢。夫人高尚風流劇。教育場中学点茶。

口求甘旨計多違。慣得貧妻夜出扉。醃菜滷魚經濟巧。潛行乘暗滅灯帰。

飯面伶人成古裝。分明交語不荒唐。也知脚色非神代。便擬優兒演劇場。

擊鼓寥寥要夜遊。紅灯招客揭簷端。喝采滿場々欲陷。也知新聘女俳優。

服後囚徒幾百名。当由犯罪処刑輕。尚憐婦女廢中櫛。監獄場中機杼聲。

議堂整肅別乾坤。坐定無端衆口喧。平素交朋讎敵似。甲非乙是孰公論。

議事般々細酌量。泉中經濟要精詳。立錐無地傍聽客。毀誉声同演說場。

四十議員懷弁才。期自東西南北來。此間尤喜旅亭主。吹焰一朝燃死灰。

椎髻荆釵付一空。与他僻泉不相同。老婦猶能脫陳套。翠眉皓齒学都風。

麗和街上麗春催。月下黄昏好往来。商家櫛比多風趣。戸々檐前植野梅。

挽枕山先生 辛卯十月一日也。(三三丁)

四十八年師友親。索居聞計淚沾巾。詩篇富似白居易。酒量寬侔劉伯倫。

詞藻世皆推泰斗。利名君独避簪紳。平生志操成終始。便是夷齊一輩人。」

「麗和竹枝三十首」は当時の浦和の様子を活写しており、亀谷省

軒は「可做一部風土記読」と評を寄せた。元同僚の昇進慶賀や明治

二十二年の吉田知事の退官、二十四年の師大沼枕山の訃報なども詠ま

れている。その後も詩作を続けた桂巖は、明治三十年に八十二歳で歿

した。

四 県令白根多助関連の論言書と碑文

最後に、白根県が郡長に贈った論言書、白根県令撰の氷川神社の修築の碑、白根県令の行状書・頌徳碑・墓碑について紹介していきたい。

(一) 郡長への論言書

明治十二年三月末から四月にかけての郡役所開庁に向けて、任命した郡長一人一人に、郡長の心得を記した手書きの論言書(鈴木(庸)二三三九・長谷川七五)を手渡した。郡長はほとんどが郡内の名望家であり、その人事には、白根の地元的人物を重用する姿勢が顕れている。その一人、比企・横見郡長鈴木庸行の「日課程」(鈴木(庸)三二九一)の三月十七日の項には、「県令ヨリ、一、論言書巻冊、一、郡役所印章壹個右県令ヨリ御渡しニ相成、其上職務勉勵可致ニ而御談有之」と、その時の様子が記されている。以下に、論言書を紹介する。

「論言ノ県令ノ職ハ郡長ヲ撰フヨリ急ナルハ莫シ、郡長ノ職ハ才能ヲ挙クルヨリ要ナルハ莫シ、夫レ室ヲ為リテ衆工コレ資ラサレハ梓人巧ナリト雖庶績懋マラス、故ニ令タル者ハ己レ能ハサルコトアレハ長官賢ナリト雖庶績懋マラス、故ニ令タル者ハ己レ能ハサルコトアレハ能者ヲ挙ケテ之ヲ用キ、己レ知ラサルコトアレハ知者ヲ挙ケテ之ヲ用ユ、其至公ニシテ虚心ナル是ノ如クス、則満庁和睦シ、知者ハ才ヲ効シ能者ハ力ヲ効ス、若シ自ラ銜シ自ラ伐ラハ、人豈之カ用ヲナスコトヲ樂ンヤ、故ニ長官タル者ハ誠心ヲ本トシ、約ヲ練リテ繁ヲ馭シ、静ニ居テ動ヲ制シ、以テ上下ノ心ニ応セハ、則令スル所ノ者ハ從ヒ、挙クル所ノ者ハ成ル、苟モ其才ヲ知リテ之ヲ任シ、既ニ任シテ之ヲ疑ヘハ、寧ロ用キサルノ愈レルニ如カサルナリ、況ヤ愛憎喜怒ニ任シ、猥リニ官

吏ヲ進退スルニ於キテフヤノ古諺ニ云フ、新婦ハ門ニ進ムヲ看ヨ、新官ハ任ニ到ルヲ看ヨト、何ソヤ、蓋シ其始メヲ觀テ以テ其終リヲ概ス可キナリ、夫レ人ヲシテ欺クコト能ハサラシムルハ、人ヲシテ欺クニ忍ヒサラシムルニ如カス、然ルニ一郡ノ広キ衆庶ノ多キ点猾詐偽ノ徒ナキコト能ハス、我能ク之ニ与フルニ欺クニ忍ヒサルノ実ヲ以テシ、之ヲ御スルニ欺ク可ラサルノ明ヲ以テシ、其事ヲ処スル寛猛相濟シ緩急宜キヲ得、人ヲシテ其淺深ヲ窺フコトヲ得サラシム、此旨下車ノ時ニ於キテ之ヲ徴スルニ足レリ、若シ平素備フル所ナク卒然トシテ之ニ臨ミ、或ハ其施設ヲ誤レハ則笑侮ヲ闔郡ニ貽ルニ至ル、新官タル者其始メヲ慎ミテ其終リヲ善クセサルヘケンヤノ朝廷ハ民ヲ以テ之ヲ県令ニ托シ、県令ハ民ヲ以テ之ヲ郡長ニ托ス、是知ル郡長ハ県令ノ為メニ民ヲ保スル者ナリ、県令ハ朝廷ノ為メニ民ヲ保スル者ナリ、己ニ県令ノ為メニ民ヲ保スルハ則朝廷ニ盡ス所以ナリ、朝廷ノ為メニ民ヲ保スルハ則天命ニ順フ所以ナリ、敢テ敬セサルヘケンヤ、苟モ其託ヲ受ケテ之ヲシテ生ヲ遂ケ業ヲ安クセシムルコト能ハス、乃從ヒテ之ヲ擾シ、之ヲ虐シ、之ヲ芻狗視スルハ、則是朝廷ニ逆フテ天命ニ違フナリ、故ニ良吏ハ其此ノ如キヲ知リテ、凜々焉トシテ民生ヲ以テ重シトシ、其害ヲ聞キテハ之ヲ除キ、其利ヲ觀テハ則之ヲ導キ、凡其流亡災害疾苦ハ皆己レカ流亡災害疾苦ノ如クス、民ヲ愛スル此ノ如クニシテ、郡県治マラサル者ハ古今有ルコトナシノ士ノ仕フル其任アレハ斯ニ其責アリ、其責アレハ斯ニ其憂アリ、一村ノ責ニ任スル者ハ則一村ヲ憂ヒ、一郡ノ責ニ任スル者ハ則一郡ヲ憂フ、一県ノ責ニ任スル者ハ則一県ヲ憂フ、之ヲ上ニシテモ亦然リ、蓋任重ケレハ則責重シ、責重ケレハ則憂深シ、是ヲ以テ古ノ良吏ハ其官ヲ以テ樂トナサシテ、其責ヲ憂フ

ルコト猶及ハサルカ如クス、夫レ古人ノ才徳優ナルモ、猶且自ラ暇逸セサルコト此ノ如シ、今ノ仕フル者乾々惕勵、其責ニ任スル所以ヲ憂ヘサルヘケンヤ／官ヲ治ムルハ家ヲ治ムルカ如シ、蓋一家ノ事小大トナク皆知ラサルヘカラス、若シ知ラサル所アレハ則治マラサル所アルナリ、況ヤ民ニ宰タル者ハ百責叢マル所ナルヲヤ、勸農ノ如キ、奨學ノ如キ、査籍ノ如キ、收税ノ如キ、出納ノ如キ、修路治河ノ如キ、皆其司ル所ナリ、其多事既ニ若ノ如シ、則施設亦緩急疾徐ナキコト能ハス、誠ニ能ク時ヲ相シ力ヲ量リ、乏者ハ之ヲ豊ニシ、廢者ハ之ヲ興シ、弛者ハ之ヲ張り、怠者ハ之ヲ警シ、紊者ハ之ヲ整ヘ、汗者ハ之ヲ潔クシ、決者ハ之ヲ修セヨ、若シ簿書以外ノ事ハ我カ関カル所ニ非スト為スハ、皆吾心ヲ盡ス者ニ非ス、此念一タヒ萌ストキハ、則庶務立トコロニ墮チン、古人言フ官衙ノ務一毫モ其心ヲ盡サ、レハ、即チ苟禄タリト、信ナルカナ／治民ノ道ハ長久ヲ謀ルヲ要トス、凡事目前ノ利アル者ハ亦目前ノ害ヲ生ス、故ニ遅久ノ功ヲ期シテ目前ノ利ヲ謀ラス、己レカ役中ニ成シ得サル者ハ後人ニ託シテ之ヲ為サシメ、後人モ亦先官ノ意ヲ継キ孜孜成功ヲ期スルコト行旅ノ家ニ帰ルヲ望ムカ如クス、斯ノ如クナレハ赫々ノ功ハアラサレトモ擾々ノ害ハナキコトナリ、擾々ノ害ナキハ則長久ノ利ノ興ル所以ナリ、古人云フ月ニ計リテ足ラス、歳ニ計リテ余リアリト、此等ノ事ヲ謂フナルヘシ、民ニ長タル者此心ヲ体シ、声価名聞ヲ求メテ猥リニ事ヲ紛更シ、以テ無限ノ害ヲ生スルコト勿レ／右論言六則ハ聊余カ思フ所ヲ書シテ以テ之ヲ諸君ニ告ク、然リト雖天下ノ事之ヲ言フ易クシテ之ヲ行フ実ニ難シ、余菲才薄徳乏ヲ此県ニ承クル者此ニ歳アリ、一言一行ノ信ヲ民ニ取ル者ナシト雖、冀クハ鞠躬盡瘁以テ上下ノ望ニ負カサラント欲ス、今ヤ郡制斯ニ

新ナリ、開庁ノ際尤宜シク慎ミヲ加ヘサルヘカラス、疆ヲ画シ野ヲ經スル素ヨリ群牧ニ先キタ、サルモ、職ヲ分チ官ヲ授クル亦深く諸君ニ望ム所ナリ、況ヤ明治中興百廢俱ニ挙リ、天下ノ士民宜シク力ヲ効スヘキノ秋ニ於キテヲヤ、是余カ菲才薄徳ヲ顧ミス、此論言アル所以ナリ、諸君其レ旃ヲ勉メヨヤ／明治十二年三月十七日 埼玉県令從五位白根多助 印（埼玉県令白根多助）

白根の儒学を重んじる姿勢が顕れた論言である。なお、この論言は、伝記『鈴木庸行』（別所梅之助編鈴木庸三昭和九）にも採られている。

（二）重修氷川神祠碑記（大宮氷川神社）

氷川神社（さいたま市大宮区）の三ノ鳥居脇の駐車場内に、明治十五年三月とある白根多助撰の「重修氷川神祠碑記」が建てられている。表に有栖川熾仁親王の篆額と平山省齋が書した白根の撰文、裏に献金者の名と、造営担当県官中村暁長⁽⁶⁾及び氷川神社主典で歌人の磯部重波⁽⁶⁾の和歌がある。この碑については行政文書に一括書類（明三七―七九）があり、以下に挙げるのは、十四年十二月に宮司平山省齋が白根県令に宛てた碑文の依頼である。

「碑文建設御撰文申請／官幣大社氷川神社御再建御改造ニ付氏子有志競テ寄附献金相願、已ニ賞杯等下賜ノ者モ有之、愈人心相進ノ際、今般褒牌条例被 仰出、謬聞誤伝モ不少、大ニ思想動揺ノ模様ニ付、内情相探候処、全ク旧来崇敬ノ御社頭御再建ニ付、幾分ノ誠信ヲ表候義ニ付、銘々精神不朽ニ伝候得者本懐之旨、就テハ今回 明治天皇御改造ノ来由地方官吏及神官衆庶信敬ノ丹心等当県令御撰文ニ御記載、碑陰ニ各自ノ姓名 献納ノ金額、但、拾円已下ハ省、彫刻相成候得者、

假令御賞賜等無之トモ敬神ノ実ヲ児孫ニ示スニ足候間、右之御運ヒニ相成候得者更ニ遺憾無之、猶此上同志相語ラヒ献金納資可相励旨一同申合候情実ニ有之、然ルニ右碑文建設ノ件ハ兼々正遷宮濟ノ上ハ寄附余錢及有志申合、県令御撰文相願、碑蔭ニ献金者ノ姓名ヲモ彫鐫シ、美拳ヲ末裔ニ伝候心組ニテ、已ニ新鐫銅版御社分間絵図中ニモ著シ候程ノ義、畢竟着手ノ先後ノミニテ朝三暮四人心競進ノ情勢ニ立至候義ニ付、先以収纏ノ傍ラ碑文創建ノ手段ニ取掛リ度、就テハ御療病中恐疎ノ至ニ候得共、前条難黙止事情ニ付、速ニ御立稿被下度、篆額ハ有栖川宮へ相頼、碑文ハ拙毫ヲ遺シ老後ノ記念ニモ仕度、併テ申請仕候也ノ明治十四年十二月廿七日 氷川神社宮司大教正平山省齋ノ埼玉県令白根多助殿」

この文書の頭には「御尊覽」と朱書があり、白根が直接見たことが窺われる。献金者に対して、碑に姓名を刻んでその功に報いたい宮司平山は、完成予想の銅版画『官幣大社氷川神社御改造宮壁分間真図』(山田衛居原画 玄々堂印刷所)(岸田七三〇五)に予め碑を描き込ませており、病床にある白根県令に対し敢えて撰文を督促したのである。

その後、白根の歿後に碑文原稿が示されたが氷川神社の祠官から異見が出され、県は重野安釋に校訂を依頼し調整を図ることにした。

校訂を終えた重野は、十六年一月九日に吉田県令に送付している。

「新年御慶千里同風奉賀候、陳ハ旧臘御委嘱ヲ受候氷川社碑文評閱別紙下篇ニ愚見記入返上候間、御落手被下作者等へ御示被下度、大抵是ニテ可宜ト愚存ニ候、尤作者ノ主意并朱評不箋ノ趣旨致折衷刪改相加置候間、猶御一覽之上可然御裁決可被下候、要詞迄、早々不宣ノ十六年一月初九日 重野安釋 吉田賢台侍書」

行政文書には、白根の草稿に重野安釋が朱で校正を加えた原稿と、清書された碑文が残されているが、ここでは後者を紹介する。

「重修氷川神祠碑記ノ関東之民崇奉氷川神。祠廟之多不可勝数。其在本県北足立郡高鼻村者。即延喜式所載。為武蔵国鎮護神。按旧志。本祠創建在 孝昭帝三年。祀素盞鳴尊云。明治紀元。車駕臨幸。親拳祀典。四年。定祠格以為官幣大社。余守土以來。歲時令節。奉命設奠。管内之地幸免水旱疾疫之災。而民庶得鼓腹之樂者。亦神之貺矣。願祠廟之修造在二百余年前。風雨所飄搖。鳥鼠所穿汚。補繕再四漸就圯壞。制又狭小。不称大社之式。於是祠官等謀重修之。請于官得允。余乃遣吏董其役。俶載於十三年五月。告竣於十四年十二月。其費壹万三千余金。官幣支給。而県之土民亦贖金若干以助之。自是屏障磴道之設。浚池架橋之功。相踵而成。旧有側祠二字。祀大已貴命。及奇稻田媛神。今毀撤之合祭本祠。於是規制大備。巍然廟貌。有覺其楹。輪焉奐焉。如鳥之斯革。如鞏之斯飛。入而觀焉。森嚴洞達。使人益起肅敬。抑東京奠鼎。氷川祠既為本州鎮護。朝廷崇敬非他祠之比。則今者修緝之舉。亦所以奉朝意。是焉可無記。若夫神之功德。則存于史冊。不敢瀆録也。ノ明治十五年三月 正五位勲四等埼玉県令白根多助撰文」

重野の校訂を経た碑文は吉田清英から氷川神社宮司黒田清兼へ送付されたが、その送付文には白根が生前脱稿していたとの記述がある。

「氷川神社再建碑文之儀ハ前大宮司平山省齋等ヨリ願ニ依リ故白根埼玉県令在世中既ニ脱稿相成居候処、祠官等之中異見之廉も有之、付箋ヲ以テ裁定之儀申出、依テ調査ヲ加ヘ別紙之通確定之上廻送候条、右碑文并題額等御書之上ハ尚一応檢閱可致ニ付、彫刻着手手前当庁へ差出候様御取計可有之候也ノ明治十六年一月十一日 埼玉県令吉田清英

／氷川神社宮司黒田清兼殿」

その後、再度の県の確認を経て、碑は村上瀧殿により刻されたが、碑文の年月は、白根が在世していた明治十五年三月とされている。

(三) 故県令行状・埼玉県令白根君碑(大宮公園)

白根の歿後、十五年五月に、大宮氷川官幣大社内へ記念碑を建てるため、県官・郡長等の発起人が「故埼玉県令白根公記念碑ヲ建ツル費ヲ募ルノ疏」(鈴木(庸)八〇六〇)を作成し献金を募った。加えて、第三代県令吉田清英は国に上申し、同月三十一日に百円が下賜された。

「記念碑建設ニ付賜金請願之儀上申／故埼玉県令正五位勲四等白根多助儀任ニアルコト十余年、政ヲ為ス誠款ヲ主トシ、風化ヲ宣シ民利ヲ興スノ功一ニシテ足ルナラス、是以県ノ士民遺徳ヲ欽慕スルノ余地ヲ管内ニトシ、記念碑ヲ樹テ其治績ヲ不朽ニセンコトヲ図リ、僚属モ亦之ヲ賛成シ、目下経営罷在候、就テハ恐惶ノ至ニ候得共、内帑ノ金御下賜、以テ該費ヲ助ケサセラレ候様仕度、左候ハ、発起者ニ於テモ一層奮興、事業不日ニ成リ、惟故県令ノ治績後昆ニ伝ルノミナラス、治下一般益 朝恩ノ優洽ヲ感戴シ、冥々ノ中施政上ノ便益ヲ得ル不尠儀ト奉存候ニ付、特別ノ御詮議相仰候、右ニ付多助行状并碑文章稿共可差出ノ処、未夕整頓不仕候間、履歴書・壙誌ノ写及獲ル所ノ建碑募費疏ノ謄本相添へ、此段上申仕候也」明治十五年五月十九日 埼玉県令吉田清英／宮内卿徳大寺実則殿 親展／(指令)故埼玉県令白根多助儀多年奉職治績不尠、今般記念碑建設之趣被 聞食、金百円下賜候事

／明治十五年五月三十一日 宮内省」(明五九一五)
吉田県令は県官や郡長らの建碑願人総代七名からの請願を受け、同

年六月に内務省に大宮氷川官幣大社境内への建碑を上申した。しかし、八月に内務卿山田顕義より不許可の指令があり。官幣大社大宮氷川神社境内への建碑は叶わなかった(明三七一七五)。

吉田の下賜金上申の時点では未完で、翌十六年三月に完成した白根の行状書「故正五位勲四等埼玉県令白根君行状」(故県令行状)は、川島家文書(県史CH二四五―二)にその原稿が残っている。原稿の上部欄外には「郡宰治績・勤王・理財材幹・欧州留学之議・理財・在県治績・貢賦本折色及輸限之説・分限租於佃戸之論・郡長選任及戒飭・訪治於克蘭度・租限之論・欠租追徴之論・興教学愛子弟・清廉自奉・議會和協・寵遇・在病・寵遇・建碑之拳及賜金」と項目があり、項目ごとに白根県令の行状が細かく記されている。末尾の付記「明治十六年三月、埼玉県教諭木原元礼・埼玉県教諭中村鼎五同撰、老谷受諸曹之托。作白根明府行状。使余分其勞。起草數日。既而老谷臥病。不能復搆思。終易蕘。余不得已代之。完局狗尾統貂之譏。固所不辭也。鼎五識」から、起草を依頼された師範学校長木原老谷が病に倒れたため中村鼎五が引き継いで完成させたことが知れる。その後、川島が校訂したのである。この長大な行状書は、齋藤智久氏が「故県令行状―白根県令の碑文」『埼玉研究』第十九号(埼玉県地域研究会 昭和四五)(雑誌B―1)五四―五七頁に全文を翻刻されており、ここでは割愛する。文中に「欲建碑浦和公園、伝其政績不朽」とあり、西南戦争殉難碑の建つ浦和公園も建碑候補地として挙がっていたことが窺われる。

重野安釋撰の頌徳碑中には「諸子余ニ碑文ヲ属ス、辞スルコトヲ得ス、乃チ状ニ抛リ詮次シ、之カ銘ヲ系ス」とあり、吉田県令はこの行状書を碑文の材料として重野に提供し、重野はそれを基に碑文を書い

たのである。また、碑文の最終調整は川島が行ったと推測される。⁽⁷⁴⁾

「埼玉県令白根君碑」は最終的には、三条実美の篆額、重野安禪の撰、日下部東作の書、広群鶴の鐫字で官幣大社大宮氷川神社に隣接する氷川公園に建てられた。年月は十八年三月とある。その後再び寄付を募って、碑を保護する雨塔が増築されている(西川四二八四)。

現在は碑面が摩耗して判読し難いが、当館収蔵の「白根県令碑拓本」(縮小印刷版)(新井(仇)家二六六一八)に鮮やかな刻字を読むことができ。また、碑文は当時の雑誌に掲載され県民に広く流布したことが、小林家に残る碑文の写しの裏書きから分かる(小林(正)三二九二)。

重野成斎撰の碑文は、山口県文書館所蔵毛利文庫『埼玉県令白根君碑』(県史CH三七三二六九)・『成斎先生遺稿』(松雲堂書店 大正一五)・『明治碑文集』(佐藤平次郎編 明治二四)・『吉敷村史』(三坂圭治編 昭和一二)・復刊マツノ書店 昭和六三)・『収蔵文書目録第二十七集 諸家文書目録IV』『白根家文書目録』口絵(埼玉県立文書館 昭和六三)等に所載されているので割愛し、ここでは行政文書に残る読み下し文を紹介したい。これは、大正七年の栃木県での特別大演習に伴う贈位関係書類(大八七八)に付されたものである。

「埼玉県令白根君碑ノ郡県ノ制始マリ司牧ノ官ヲ建テ鋭意治ヲ図ル、或ハ喜功好事ノ弊ヲ免レス、独埼玉県令白根君退然自守、敢テ異常可喜ノ事ヲ為サス、其ノ国家ノ大計生民ノ利害ニ至リテハ深思熟慮、知テ言ハサルナク言テ尽サ、ルナシ、人亦其心ヲ諒シ、其ノ言ヲ納ル、大久保内務卿嘗テ人ニ謂テ曰ク、埼玉県令ノ民政ヲ陳スル殆ント人ヲシテ聞クヲ楽ハサラシム、然トモ其ノ言ヲ用キサレハ肯テ退カス、カクノ若キ人之ヲ人民ノ代議士ト謂テ可ナリト、埼玉管スル所旧藩十有

八封土相接スレトモ、地其政ヲ異ニシ邑情ヲ同クセス、民俗豪俠ニシテ健訟最モ難治ト称セラル、君佐貳ヨリ長官ニ陞リ在職十二年、寛厚待物法令画一、是ニ於テ風移リ俗改マリ獄訟漸ク熄ム、其ノ心ヲ民事ニ竭スノ概其ノ建白スル所ヲ觀テ知ル可キナリ、明治九年天子東巡シ給フヤ、君駕ヲ導キ幸手駅ニ至ル、謁ヲ賜フ上親シク問ヒテノタマハク、比來貢賦本色ヲ廢シテ折色ヲ徵ス、民情如何、君対ヘテ曰ク、税ヲ兩ニシ折色ヲ徵スルハ下民包裹運搬ノ勞ヲ免カレ事ニ於テ便ナリ、然トモ農家ハ尺寸以上皆力作シテ獲ル所ナリ、故ニ金貨ノ入ル秋獲ノ日ニ在リ、今一時ニ米ヲ糶リ以テ錢ニ換フルトキハ、則米価頓ニ賤ク、貨幣亦之カ為ニ壅滞シ、農商交ニ困シマン、伏テ請フ、今ヨリ画シテ數回ヲ限り本年七月ヨリ明年四月ニ至ラハ則折色本色ヨリモ便ナリト、上コレヲ嘉納アラセラル、十年詔シテ租額ヲ減シタマフ、佃戸田主ト訴フル者アリ、折半租ヲ減セント欲ス、内務省君ノ民政ニ老タルヲ以テ其ノ利害ヲ問フ、君其ノ不可ヲ論シテ曰ク、民間生ヲ営ム三ニ成ル、曰ク義務、曰ク契約、曰ク恩恵、民租ヲ官ニ納ムルハ義務ナリ、佃戸糧ヲ田主ニ収ムルハ契約ナリ、田主取糧ヲ減スルハ恩恵ナリ、然トモ糧ヲ減スルト否トハ事田主ニ関シテ而テ官ニ関セス、何トナレハ則田主ハ官ニ直接シテ佃戸ハ官ニ直接セス、今乃一概ニ之ヲ均クセント欲スルハ不可ナリ、夫レ人情利ヲ好ム、既ニ減租アリ、佃戸亦必ス糧ヲ減セント請フ、田主酌量シテ宜シキヲ制セハ勢必平準ニ帰セン、幕府ノ時田制甚疎地ニ余弓アリ田ニ遺丈アリ、故ニ水旱風蝗民菜色ヲ免ル、ヲ得タリ、今ヤ尺地寸田税セサルモノ無シ、凶歲ト雖トモ租ヲ連ル、ヲ得ス、而シテ佃戸ハ則肯テ糧ヲ収メス、督促ニ遇ヘハ則其田ヲ返シテ耕サス、夫レ民平年其利ヲ占ムルヲ得ス、歉歲何ヲ以テカ租ヲ

納ムルヲ得ン、方今ノ制租ヲ通ル、者官其地ヲ鬻キ以テ之ヲ完収ス、是豊年其ノ利ヲ佃戸ニ頒チテ凶年独其艱ヲ受ク、田主タル者亦難カラズヤト、事乃寢ム、十三年、大蔵省租限ヲ改メント欲シ、地方官ヲ集メテ之ヲ議ス、君之ヲ論シテ曰ク、租税ハ收穫二本ツク、收穫ニ水陸ノ別アリ、今一例之ヲ徴セント欲ス、水田ノ租ハ七月ニ始マリ、陸田ハ則明年四月ニ至ル、緩急両ナカラ失セリ、其前史ヲ檢スルニ、未タ租ヲ青苗ノ日ニ徴セシコトアラス、細民數金ノ利ニ頼リ、以テ活ヲ為ス、今此ノ輩ヲシテ未タ其ノ利ヲ取ムルニ及ハスシテ而シテ先ツ租ヲ取メシメハ其窮果シテ何如ソヤ、夫レ市街ノ利ヲ占ムル者毎月屋租ヲ取ム、而シテ其ノ税ヲ取ムルハ則二季ニ在リ、農民何ノ辜ゾ、独收穫ノ前ニ徴セラレ、ヤ、某謂ラク兩税ノ期限皆收穫ヲ待チ、陸ヲ先ニシテ水ヲ後ニシ、務メテ民ヲシテ余裕アラシメント、省議之ニ從フ、是ヨリ先改租令下ル、明治九年ヲ以テ期ト為シ、租額未タ定マラサルモノハ姑ク前年ニ準シ、法制立チテ後算定マルヲ待ツ、既ニシテ文出スル所ノ田多シ、加フルニ比年穀賤ナルヲ以テ所在租ヲ貢スル欠少、官乃令ヲ下シテ追徴ス、君書ヲ内務・大蔵二卿ニ致シテ曰ク、租ヲ改ムルハ事暴メテ重ク且ツ難シ、諸府県率ネ期ノ如クナル能ハス、某ノ管下ノ如キ期ヲ愆ルコト二年、少ク所一百五万円ノ多キニ至レリ、此皆新租ノ増ト米価ノ賤トニ由ル、実ニ已ムヲ得サル者、且ツ租額未タ定マラサル者、姑ク前年ニ依準スルハ則政府ト地方官トノ知ル所ニシテ、而シテ人民ノ未タ曾テ夢見セサル所ナリ、未タ曾テ夢見セサル所ノモノヲ以テ欠租トナシテ之ヲ今日ニ責ム、此レ所謂慢令期ヲ致ス者其ノ暴タル亦甚カラズヤ、今試ニ此ノ一百五万円ヲ以テ管下十八万户ニ課スルトキハ、則戸六円ヲ出シ、諸ヲ人口百万ニ課スルトキハ則人

一円ヲ出ス、而シテ新租ノ増ス者三十万円之ニ附スルニ一百五万円ヲ以テス、民力何ヲ以テ之ニ堪ヘン、必ス之ヲ追徴セント欲セハ之ヲ地券ニ課セサルヲ得ス、而シテ田ノ定主ナキ売買換易幾變遷スルヲ知ラス、當時田ヲ買フ者、焉ソ知ラン他日追徴ノ事アルヲ、買者之ヲ鬻者ニ責メ、鬻者之ヲ買者ニ諉ネ、訴訟紛起セハ官將タ何ヲ以テ之ヲ断セシ、抑々改租ノ九年ヲ以テ期トナスモノ成ヲ、当年ニ責ムル所以ニシテ今日追徴スルノ地ニ非ルナリ、某令ヲ奉セント欲セハ、則民ノ窮ヲ見ルニ忍ヒス、奉セサラント欲セハ則督責ヲ免カレス、進退惟谷マル、伏テ惟フニ聖上仁ヲ以テ天下ヲ御シタマヒ、二公碩德重望顯要ニ居セリ、必スシモ謂ハレ無キノ徴発ヲ以テ斯民ヲ疚マササルナリ、書上ツル觀ル者嗟賞ス、官乃チ令ヲ下シ新租ノ増者五十年ヲ限り課率ネ完徴シ、他府県之ニ準ス、嗚呼、君ノ民生ニ惓惓タル古循吏ノ風アリト謂フヘキ哉、君諱ハ翼、字ハ多助、字ヲ以テ行ハル、本氏ハ太田毛利氏ノ疏族ナリ、父諱ハ直猷、母ハ桂氏、周防吉敷郡ニ生レ、白根君諱ハ兼清ノ子トシ養フ所ト為ル、白根氏世々長門侯ニ仕フ、君美祿郡宰ニ任セラル、郡山谷ノ間ニアリ、民俗獷狽獄訟充斥、君諄諄訓誨風化大ニ行ハル、後大阪藩邸ニ祇役シ、財計國産ノ事ヲ掌ル、時ニ幕府政ヲ失シ、四方ノ志士尊攘ヲ唱フル者皆長門侯ニ倚リ重ヲ為ス、會ニ侍從中山忠光兵ヲ大和二挙ケテ克タス、大阪二走り長藩邸ニ投ス、君邸監穴戸真徴ト謀リ、密ニ舟ヲ以テ長門ニ護送ス、既ニシテ國ニ歸リ會計ヲ掌ル、藩主王事ニ勤メ屢々京師ニ朝シ繼クニ師旅ヲ以テス、用度浩繁國計始ント支ヘス、君百方經營乏シカラサルコトヲ得タリ、藩主知事タルニ及シテ擢テテ大屬ト為ス、君広類豊頤髯髯神ノ如ク、動止安詳、未タ曾テ疾言遽色セス、性寬洪慈祥人ヲ知テ善ク任シ、吏皆其職

ヲ久シクス、其人ヲ用ウル多ク、諸ヲ管内ニ取り、士農工商ヲ論セス
 オニ随テ任用ス、其来テ見ヲ請フ者胥吏諸生ト雖トモ必ス之ヲ便室ニ
 引キ茶ヲ供シテ對話シ、各其ノ言ハント欲スル所ヲ尽サシム、老生碩
 儒ヲ延キテ教学ヲ奨励シ、深ク近世生徒ノ輕佻傲慢常ヲ廃棄スルヲ
 憂ヒ、上書シテ之ヲ論ス、文部ノ教員令ヲ改ムルニ迫シテ、修身ヲ先
 ニシ忠孝ヲ重ンス、君ノ所見ト符ス、生徒病ヲ以テ医院ニ入レハ君必
 ス親シク往キテ之ヲ問フ、視ルコト猶子姪ノコトシ、十年西南ノ乱ア
 ルヤ壮兵ヲ募リ、勗ムルニ忠義ヲ以テシ、之ヲ遣ハス、其戦歿シタル
 モノニハ、碑ヲ立テ祭ヲ設ケ、其親戚故旧ヲ召シテ之ヲ慰藉シ、言涙
 ト与ニ下ル、坐ニ在ル者皆泣ク、管下皆君ノ篤実長者タルヲ知テ欺罔
 スルニ忍ヒス、府県会起ルヤ他府県議員見ル所多ク本案ト合セス、動
 モスレハ紛紜ヲ致セリ、独埼玉未タ嘗テ異議ヲ生セス、盖人ノ君ヲ信
 スルノ深キナリ、君疾ヲ得テ医ニ東京ニ就クヤ、上屢々宮内卿ヲ召シ
 テ其病ヲ問ハセタマフ、卒スルニ先ツ二月正五位ニ進メラレ勲四等ニ
 叙セラル、十五年三月十五日卒ス、享年六十有四、前一日今ノ県令吉
 田君往キテ視ル、君懇々後事ヲ託シ、口言フ能ハサルニ至ル、猶胸ヲ
 指シテ之ヲ示シ、而シテ一言其私ニ及ハサリキト、配ハ白根氏七男ヲ
 生メリ、曰ク勝二郎家ヲ承ク警保局ニ官タリ、曰ク専一内務大書記官、
 曰ク忠三出テ、河野氏ヲ嗣ク群馬県警部長、曰ク清井関氏ノ養フ所ト
 為ル、余三子先タチテ歿シ、一女喜喜齋ニ適ク、東京谷中墓域ニ葬ム
 ル賻ヲ賜フ、葬例ノ如シ、管下士民其徳ヲ追慕シ香火絶エス、本県官
 吏ト謀リ碑ヲ氷川祠内ニ建テ、君ノ政績ヲ不朽ニ伝ヘント欲シテ事聞
 ユ、特ニ勅シテ内帑ノ金百円ヲ賜フ、諸子余ニ碑文ヲ属ス、辞スルコ
 トヲ得ス、乃チ狀ニ抛リ詮次シ、之カ銘ヲ系ス、君他ノ嗜好無シ、時々

和歌ヲ詠ス、其集ヲ梅園余香ト曰フ、或ハ山水及花卉ヲ画キ、以テ自
 ラ娛シム、故ニ銘詞ニ云ハク、民ヲ視ルコト子ノ猶ク、民ノ視ルコト
 親ノ猶シ、昔ハ其ノ語ヲ聞キ、今ハ其ノ人ヲ見フ、吟咏後ニ伝フ、梅
 花ノ余香、丹青徳ヲ想フ、山高ク水長シ」

この時、埼玉県は「民政上ノ功勞」により白根への追贈を内申した
 が叶わなかつた。しかし、大正十三年二月十一日の皇太子御成婚贈位
 の際に従四位が追贈された（『官報』大正十三年二月十三日）。歿して
 四十数年後に推挙された事からも、白根県令の評価の高さが窺える。

（四） 故埼玉県令白根君墓碑銘（谷中靈園）

谷中靈園の白根多助の墓の脇には、亀趺に建つ「明治二十四季歳次
 辛卯三月」（井亀泉刻）の墓碑がある。これは白根の死から三年後に、
 前述の長州出身の部下笹田黙介と飯田年祐及び白根多助の子息勝二郎
 が同郷の漢学者宍戸璣⁷⁶⁾に撰文を託したもので、篆額「故埼玉県令白根
 君墓碑銘」は公爵毛利元徳⁷⁷⁾、書は同郷の野村素介に抛る。碑文は前掲
 『埼玉県人物誌』（加藤三吾著）（図書S2801サ）二七九〜二八二頁
 に掲載されているため割愛するが、白根県令と長州の強い繋がりを感
 じさせる墓碑である。

おわりに

以上、白根県令をめぐる漢学ネットワークについて見てきたが、そ
 の広がりについては、末尾に附した人名索引を御参照いただきたい。

最後に、執筆にあたり御教示いただいた重田正夫氏、織本重道氏、
 村田悠紀夫氏、井野修二氏、清水正彦氏に感謝申し上げます。

註

- (1) 野村盛秀(天保二〜明治六)は薩摩藩士。長崎・日田県知事を経て埼玉県令。小野塚克之氏「初代埼玉県令野村盛秀の生涯」『埼玉県史研究』第三号(埼玉県 昭和六三)参照。
- (2) 白根包昭(文政二〜明治一五)は周防国吉敷郡吉敷村生、長州藩士太田直猷の第三子、白根兼清の養子。明倫館書記、美称郡宰等を経て大阪藩邸で財政を担当。明治五年五月から通称多助を実名とする。小山博氏「第二代県令白根多助」『埼玉県政と知事の歴史的研究』(新興出版社平成八)参照。
- (3) 明治一三年に白根県令が教育令改正の為に文部卿河野敏謙公に提出した「上文部卿書」(『埼玉県教育史資料』近代編(一))(図書S372サ)中に、官立漢学校の設置や教育における漢学の必要性等が述べられている。
- (4) 沼野武憲は、明治七年に岩槻学校助教。第廿区新井学校、上野学校等に勤務したが、同九年九月に退職した(明五〇九二・五〇九五)。
- (5) 和歌は、石神撰(五八)、石川翁助(二八)、伊藤栄(四八)、乾(八〇)、勝野秀雄(七・八・一〇・四八・五二・五六・五九・六一・六八・八〇)、清川久蔭(六三)、県令白根多助(六・一〇・一四・一七・二七・五九・六一)、堤長応(八〇)、沼野武憲(五六)、東角井福臣(二〇)、藤波小弥太(七八)、藤波重好(七八)、村田謙吉(四八・八〇)、毛利元徳(二二・五二)、望月光吉(八〇)、吉田清英(一六・八三)、吉田鉄次郎(六〇)が掲載されている。漢詩は、鶴瀨巳十(七九)、大野秋香(七九)、嵩古香(五・八)、川元正臣(四三)、光敦(四七・五六)、虎杖(五七)、児玉親之(七九)、小室元長(六八)、笹田黙介(七九)、末松筑陽(六三号)、鈴木彰(一八)、田代丈吉(二〇・四八・五七、沼野武憲(四七・六三)、古橋寛(四八・五七・五九・六八)、堀内守約・芳川恭助評(二三)、蘆雪江(七四)が掲載されている。(一)内は『埼玉新報』の号数を示す。
- (6) 大沼枕山(文政一五〜明治二四)は、叔父鷲津益齋に学び、江戸の梁川星巖に入門。宋詩を好み詠物・詠史を得意とし、『枕山詩鈔』等を刊行。嘉永初年に下谷吟社を開き隆盛を極め、多くの弟子を擁す。
- (7) 麗和は浦和の美称。重田正夫氏「麗和」という言葉をめぐって」『ぎんなん』第二号(埼玉県立浦和高等学校同窓会平成二六)、「麗和」探索余録』『同』第三号(平成二七)参照。
- (8) 加藤綱徳は明治八年一二月から一二年四月まで南埼玉郡浦生学校教員。
- (9) 浦和公園(現調公園)は明治七年一二月に浦和宿隣の岸村の調神社の境内を土地して設けられた県内第一号の公園(『埼玉県行政史』第一巻)。
- (10) 『埼玉新報』第三八・四〇・四二・八二・八七号(明治一一年八・九月・一二年五月)に関連記事や広告が掲載されている。
- (11) 猪瀬伝一(嘉永五生)は磐城平藩士、藩校佑賢堂に学ぶ。明治六年に東京師範学校官費生、中学教員後、第五課(学務)、葛飾郡書記を務める。
- (12) 児玉親之(嘉永二生)は岩槻藩士。号竹圃。明治四年岩槻藩史生、埼玉県に移り教員を経て一〇年学務課。南埼玉郡書記から一三年大里外三郡長。
- (13) 勝野秀雄(文政一四・天保五〜明治四一)は尾張藩士。浦和県から埼玉県に勤務し庶務を担当。歌人でもあり上奏の和歌などを手掛けた。退職後、明治二〇年に大宮氷川神社禰宜となる。拙稿「第二代埼玉県令白根多助遺稿集『梅園余香』と編者勝野秀雄について」『文書館紀要』第二十七号(埼玉県立文書館 平成二六)参照。生年は本人が両者を用いているため併記した。
- (14) 芳川恭助(文政八〜明治一九)は忍藩儒芳川波山の養子。諱は俊遂、字は子良、号は襄斎。昌平齋で佐藤一斎・安積良斎に師事する。忍藩校進修館、維新後は培根堂で教授。明治九年に五二歳で埼玉県庁に第一課備として入り「埼玉県史料」及び「郡村誌」を編集。同一四年に羽生中学校長に転じ、その後川越中学に移った。一九年に六二歳で歿。(補註一)参照。
- (15) 小室元長(文政五〜明治一八)は比企郡番匠村の在村医。忍藩儒芳川波山の漢学塾に学び、波山の養子恭助と親しく交際した。号は江村。漢詩をものし、歴史研究者・好古家でもあった。(補註一)参照。
- (16) 近藤芳樹(享和元〜明治一三)は白根と同郷周防国吉敷郡出身の国学者。明治八年宮内省文学御用掛となり、巡幸の記録等を作成した。
- (17) 前掲註13拙稿参照。

- (18) 高津雄介(弘化四生)は山口県人。号凌雲。明治四年入庁。警察畑を歩み、一三年初代警察本所長。同一四年検事。
- (19) 鶴瀬巳十(嘉永二生)は米沢藩士。第一回東京師範学校卒業生。宮城師範学校を経て明治八年文部省より埼玉県へ派遣。埼玉県師範学校訓導兼県立学校副監、九年学務・県立学校校長兼任。一五年県立小小学師範学校校長兼務。その後、警部、文書課長兼庶務課長、知事官房書記を歴任。
- (20) 大野秋香は鹿児島県人。東京大学医学部医学本科卒。埼玉県立病院院長、埼玉医学校教師。仲田一信氏「埼玉県医学学校と日習堂蘭学塾」(浦和市尾間木史蹟保存会昭和四六)参照。
- (21) 古橋寛(天保六生)は忍藩士。明治四年行田学校漢文教師。その後、教員を経て庶務課勤務。一二年北埼玉郡書記。田代望洋共著『祭典録』(天野三郎明治一一)がある。
- (22) 飯田年祐(天保一〇生)は山口県人。明治七年改正局、その後学務課。
- (23) 山田奈津次郎(安政五生)は久下村生れ、元前橋藩。明治七年の入庁以来庶務畑を歩み、三二年比企・横見郡長。野村定長共著「埼玉県民必携緒願届書式」(文華堂、明治二〇)がある。
- (24) 寺崎守愛(嘉永三生)は明治一〇年東京高等師範学校小学師範学科卒業。
- (25) 田代丈吉は三藩県出身。明治七年改正局、その後県立学校教員。九年に洋学就学の為に辞職。古橋寛共著『祭典録』(天野三郎明治一一)がある。
- (26) 古市直之進(嘉永五生)は忍藩士。号直堂。明治六年より行田・幸手・北谷小学校教員。後に児玉外二郡書記。第二代行田市市長(明治二四〜三二年)。著書『忍藩校進修館沿革略記』(大正一五)。同郷の川島樸坪と親しく交際。
- (27) 根岸友山(文化六〜明治二三)は青山村(現熊谷市)の名主宅に生れ忍藩儒芳川波山に学ぶ。勤王の志士。寺門静軒と交流。八〇歳の漢詩集「田園雜興」(根岸武香明治二二)には毛利元徳が巻頭題、重野安繹が叙、楯取素彦と岡鹿門が序、川島樸坪が題詞、渡辺真楯が跋を寄せる。生涯は『根岸友山・武香の軌跡』根岸友山・武香顕彰会編(さきたま出版会平成一八)参照。
- (28) 伊古田純道(享和二〜明治一九)は番匠村の小室元長(明和元〜安政元)に医学を学び、本邦初の帝王切開術を施した。著書『檜陵遺稿』(明治四三)。
- (29) 久米習齋(文政七〜明治一五)は児玉郡八幡山(現本庄市)の商人、通称篤太郎。大沼枕山に師事した。児玉三斎の一人。著書『習齋摘草』(嘉永六)。
- (30) 重野成斎(文政一〇〜明治四五)は名安繹、字士徳、通称厚之丞。薩摩藩士。昌平齋で藤野海南に学ぶ。歴史学・漢学に通じ、明治四年修史局副局長。同年旧雨社を興す。一四年東京文科大学教授。帝国学士院会員、史学会会長を歴任。能筆家で序・記・碑文を多く執筆。四五年に八四歳で歿。『成斎先生遺稿』(松雲堂書店大正一五)がある。
- (31) 藤野海南(明治二一歿)は名正啓、号伯迪。伊予松山出身。昌平齋に学び蘭学・航海術も学ぶ。嘉永六年藩校明教館寮長、万延元年昌平齋舎長。明治四年に重野成斎らと旧雨社を創始。九年修史局。二一年に六三歳で歿。著作は『海南遺稿』(明治二四)等。
- (32) 吉田清英(天保一一〜大正七)は薩摩藩士、明治九年より埼玉県に勤め、書記官から一五年に第三代埼玉県令、一八年に初代埼玉県知事。二二年非職となり本庄で養蚕を営む。
- (33) 伊知地貞馨(文政九〜明治二〇)は薩摩藩士、琉球在番を勤めた。維新後内務省に出仕。著書『沖繩志』(明治一〇)は、重野安繹校訂、岡鹿門序。
- (34) 岡鹿門(天保四年〜大正二)は仙台出身。名は振衣、千仞。昌平齋に学び修史局・東京府に出仕、東京書籍館長。家塾綏猷堂を経営。一一年退官。
- (35) 荻野重省(天保八生)は東京府駿河台平民。維新後大学・神祇史生、司法省・裁判所・豊岡県勤務を経て、明治六年より本県第一課(庶務)に勤務。
- (36) 那珂通高(文政一〇〜明治二二)の別名は江幡五郎・梧楼。出羽国大館出身。盛岡藩士。万延元年藩校明義堂教授。諸国の志士と交わり吉田松陰と親交を結ぶ。明治元年奥羽同盟の際、藩と同盟の間を斡旋した罪に問われ、江戸に幽閉されたが、四年に赦された。六年に大蔵省に出仕、次いで文部省に移り『小学読本』や『故事類苑』の編集に携わる。那珂は以前川島樸坪の師であり、白根県令と学務課長川島の依頼により、埼玉県の上奏文や教科書の校訂を多数行った(表一・二)(補註三)参照。

- (37) 鷺津毅堂（文政八〜明治一五）は尾張出身。父は大沼枕山の師鷺津益齋。昌平黌に学び、慶応元年尾州藩明倫堂教授。明治二年登米県権參事、廢藩後司法書記官・大審院五等判事等を務めた。永井荷風の外祖父。
- (38) 亀谷省軒（天保九〜大正二）は対馬出身。名行、字子省。大阪・京都で詩文を学ぶ。岩倉具視を補佐し新政府に参画。安井息軒に儒を学び、大学教官を務めるが明治六年に辞し、上野不忍家畔に家塾を開き出版社光風社を創める。大正二年歿。『省軒文稿』（明治三五）『省軒詩稿』（明治三六）等がある。亀谷省軒については、野方春人氏『対馬藩の漢詩人亀谷省軒伝』（伊都大学出版部平成二三）・『対馬藩の学者と文人』（同平成二四）参照。
- (39) 森春涛（文政二〜明治二二）は尾張一宮出身。鷺津益齋に学ぶ。明治七年上京して茉莉吟社を起こす。十日会を催し、大沼枕山・小野湖山・鷺津毅堂・三島長洲・日下部東作などが参加。八年に『東京才人絶句』を刊行。
- (40) 服部章（弘化四〜明治四三）は号愛軒、字子裁。明石出身。藩校景徳館に学び、明治四年東京の林鶴梁に入門。木原老谷が埼玉県に勧め、一五年北足立郡新座郡公立中学校助教諭、後に師範学校教員。三年に彦根中学に移り、後に東京の錦城校の師となる。著書『愛軒遺稿』（安田九郎郎明治三三）『愛軒遺文』（服部操明治四四）『愛軒遺文』巻二「賀埼玉県師範学校創立三十年序」には木原校長への敬愛を述べ、同書巻四の中村忠誠「服部子裁事略」は愛軒の生涯を伝える。四三年に六四歳で歿。
- (41) 中村忠誠（嘉永五〜大正一〇）は号桜溪、字伯実。江戸出身。松崎慊堂・安井息軒を慕い息軒の弟子倉田函谷に学ぶ。木原老谷の招きで埼玉師範学校教諭となる。台湾国語学校に移り、後に育英事業に関わる。七〇歳で歿。著書『盤錯秘談』（武藤栄守明治二四）『涉濤集 続集・三集』（平島辰太郎明治四一）『桜溪文鈔』（武藤栄守昭和二）『涉濤集 三集』『涉濤紀略』に埼玉師範学校元同僚達との交流を記す。『老谷遺稿』・『樸坪遺稿』を編集。
- (42) 池田文痴菴（埼玉県の新聞雑誌文化年表その一）『武蔵野史談』第一巻第二号（昭和二七）、『埼玉新聞50年史』（埼玉新聞社 平成六）、『岩槻市史新聞史料』（岩槻市 昭和五六）には一五年五月休刊とあるが、県が警保局に
- 回答した明治一四年一月現存の新聞・雑誌名には名がない（明四〇六一七）。明治一三年三月に笹田らが発起人となり、道徳を掲げる団体「蘭交社」が発足した（蘭交社仮規則）鈴木（庸）六九〇六。発起人の多くは『麗和新誌』の投稿者と重なるが、明治一五年九月に解散した（蘭交社解散に付清算の旨報告）（同七六六三）。なお、蘭交社規則修正刊行に付社則其他名簿（同七六六二）には会員の出身町村があり履歴を知る上で参考となる。
- (44) 福井光（安政二生）は山口県土族。慶応元年から明治三年まで萩尾島春海に漢学修業、四年戸田高雅に変則英学、五年英国人ダルナーに英語学、六年東京外国語学校英語学修業。九年熊谷県暢発学校九等教員、同年群馬県師範学校教師。一二年に埼玉県学務課。埼玉県への雇入れは群馬県令榎取素彦の依頼に拠ることが白根家文書の書簡から知れる（白根六・二一・九六）。
- (45) 田端精三（天保一四〜昭和五）は下里村（現小川町）生。号槐洲。戸井田研齋・松林了英に師事。下里村村長、埼玉県書記官、地租改正役職。『漢詩人の描いた明治 嵩古香の肖像』（藤井明・嵩海雄著ゆまに書房平成一四）参照。
- (46) 宍戸逸郎（天保八生）は愛知県土族。浦和県から明治五年埼玉県に出生。一〇年県立学校。編書『官令字林集成』『清名家文章軌範』『文章軌範評林』。庄司健齊は元水戸講道館教授。明治六年学校改正掛・一等教授任命。
- (47) 清浦奎吾（嘉永三〜昭和一七）は熊本県生れ。広瀬淡窓の咸宜園で学ぶ。風渡野（さいたま市）の小中学校長から、以前日田県知事であった野村盛秀に見出され県官となり学務を担当。その後司法省に入り、貴族院議員、司法・農商務・内務大臣、枢密顧問官を歴任。大正一三年内閣総理大臣就任。
- (48) 横田国臣（嘉永三〜大正一二）は島原藩士。咸宜園で清浦と共に学ぶ。中津中学から慶応大学に進み、明治六年清浦の紹介で師範学校教諭。九年に司法省に出仕しドイツ留学。司法官僚で法律家、後に検事総長・大審院院長。
- (49) 中村鼎五（天保三〜明治三〇）は近江水口藩士。名は彝、字士訓、号確堂。水口藩儒中村栗園養子。明治六年から修史局に勤め一二年に埼玉県中師範学校教諭、一四年に教諭兼埼玉県師範学校校長。一六年彦根中学校長に転任。一九年に辞職し本願寺大教授・京都師範学校教諭。教科書を多数執筆。

- 著書に『碧梧翠竹居鈔』、編書に『栗園文抄』、『栗園余稿』などがある。
- (51) 綿引泰(天保八〜大正四)は常陸生れの漢学者、号東海、字天行。原伍軒に学び弘道館訓導から宮内省に勤める。明治一四年不動岡中学校長に迎えられ一九九年に師範学校長。著書『烈士詩伝』、『別府温泉記事』、『桜田烈士伝』。
- (52) 倉田務(文政一〇〜明治三三)は佐倉の人、藩校で教授する。名施報、号幽谷。埼玉で明治一三年中学校師範勤務、三年後の廃校と共に退任して、北埼玉郡小針村に盈進義塾を設けた。著書『抱樸園文存』、『篋底雜誌』等。
- (53) 『百年史埼玉大学教育学部』(百年史刊行会 昭和五一)二四頁。『第2代県令白根多助埼玉で揮毫の額発見』、『埼玉新聞』平成二二年九月一四日。
- (54) 平山省齋(文化一二〜明治二三)は陸奥国三春藩出身。幕臣平山源太郎の養子。慶応二年外国奉行。明治元年駿府で禊教を学び敬神愛国を唱える。六年水川神社の大宮司、一二年大成教会を結成。『省齋遺稿』がある。
- (55) 芳川波山(寛政六〜弘化三)は常陸国生れの漢学者。名は善治。文政九年より忍藩校進修館で教授の傍ら、私塾四教塾でも多くの子弟を教育した。著書『凶山亭百律』、『学務知要』等。村山吉廣著『忍藩儒芳川波山の生涯と詩集』(明徳出版社 平成二二) 参照。
- (56) 安積良齋(寛政三〜万延元)は朱子学者。江戸で開いた「見山楼」の弟子には吉田松陰、宍戸磯、楢取素彦、重野安繹、岡鹿門、三島長洲らがいる。
- (57) 藤森弘庵(寛政一〜文久二)は土浦藩士。朱子学を普及。『海防備論』、『芻論』を執筆。安政の大獄に連座するが後に赦免。唐宋文や漢詩に優れた。
- (58) 河田敦子氏「地方教育会雑誌にみる1880年代の「教育の独立」論」、『お茶の水女子大学 人文科学研究』第九卷(平成二五) 参照。
- (59) 川島得太郎(慶応二〜昭和二三)は川島樑坪の長男で、県会議員、郡会議員、村長を務めた。正岡子規門下の俳人で号は奇北。八〇歳で歿。死後二〇年を経て、句集『田園』(岡安迷子編 現幻社 昭和四三)が刊行された。
- (60) 小野湖山(文化一〜明治四三)は近江国浅井郡生れ。梁川星巖に入門。三河藩士となり勤王の志士として国事に奔走。維新後は詩人として活躍。明治一六年に明治天皇より硯を賜い書齋を賜硯楼と名付けた。九七歳で歿。
- (61) 川島緑郎(明治一八〜昭和三五)は東大農学部から農事試験場を経て九州帝国大学農学部助教。著書『肥料学』(西ヶ原刊行会 昭和四)がある。菅野一郎氏「ペドロジストとしての川島緑郎先生」、『ペドロジスト』五卷二号(日本ペドロジスト学会 昭和三六) 参照。
- (62) この表の白根県令宛の関連書簡(白根一九)は前掲註13拙稿に所収。
- (63) 木原守三郎(文久二生)は茨城県土族、木原老谷の養子。明治一五年入間高麗公立中学教員、一七年学務課、三八年学務課長。四三年病で依願免職。
- (64) 王弼園(王韜・王紫詮)は清国人。明治二二年に来日。木下彪『明治詩話』巻之下その三(文中堂 昭和一八・復刻版 岩波文庫 平成二七) 参照。
- (65) 明治一〇年一月四日調公園で行われた慰霊祭の時の白根の「西征兵士戦歿之靈魂ヲ祭ル文」は、『近世名家詩文』後編(三宅虎太郎編 明治一〇)に所収されている。また、『埼玉新誌』第二四号(一一年五月二五日)に建碑予定の記事があるが、それによれば、当初は重野安繹撰の予定であった。
- (66) 飯田彦雄氏「漢詩人 溝口桂巖」、『歴史研究 春林文化』第七号(城山地域史研究会 平成二四) 参照。神奈川県立公文書館は桂巖関係文書を取蔵。
- (67) 大宮郷土史研究会「武蔵一宮水川神社境内石造遺物の調査」、『水川神社の歴史と四季』(大宮郷土史研究会 昭和五九) 参照。
- (68) 中村曉長は埼玉県五等属、元工部省。白根家文書に中村曉長に関連する書簡がある(白根一三六・三七九・四一七)。
- (69) 磯部重波(天保一〇生)は平田篤胤・師岡正風・橋道守に国学を学んだ水川神社神職・歌人。著書『なみのおと』(大正二)『おきなくさ』(昭和三)。
- (70) 拙稿「明治期風景銅版画をめぐる」、『文書館紀要』二六号(埼玉県立文書館 平成二五) 参照。
- (71) この時期の白根は自宅で病氣療養中であつたため、川島樑坪か木原老谷が白根の為に代筆した可能性がある。
- (72) 壇誌(明治一五年三月一八日)・履歴は『公文類聚』第六編(明治一五年五月三日)「故埼玉県令白根多助建碑ノ拳アルヲ以テ宮内省ヨリ金円下賜」所収。「正気詩文」(小室二六六二)に壇誌は川島敬孝(樑坪)撰とある。

(73) 明治一五年五月に白根の記念碑の建碑願人惣代、天野三郎・宮内公美・川島浩(楳坪)・小泉寛則・村田讓吉・山中福永・遠山正俊が、「市街ト隔リテ

罹災ノ虞ナク無比ノ場所柄」である官幣大社氷川神社境内への建碑を吉田泉令に請願した。その際に、「官幣大社氷川神社御改造宮幣分間真図」に描かれた「重修氷川神祠碑」の部分で白根の頌徳碑に見立て、完成予想図として本殿と共にトレースして添付図面として提出している(明三七一七五)。

(74) 明治一八年三月三〇日付の飯田年祐の白根勝二郎宛の書簡(白根三五二)に、「被仰聞候碑文一条御付箋之旨趣、川島も委曲了承、同人ニ於而も御付箋ニ対スル意見付箋ヲ以尚小生ニ相示し候処、事実相違之件ヲ抱而掲載候精神ニは決而無之、至極尤之様ニ被存候、何れ来月五日御出之節、篤ト可申上との事ニ御座候」とあり、子息勝二郎の異議に川島が対処する記事がある。

(75) 「埼玉県令白根君碑」(小林(正)三三九二)の写しの裏に、「十九年二月五日埼玉ザッシ付ろくニアリ、同年六月十三日贈」とある。

(76) 穴戸磯(たまき)(文政二一〇明治三四)は長州藩儒山県太華の養子山県半蔵。家老穴戸家の養子となり改名。長州藩外交担当、維新後は政府高官。

(77) 明治一年の『埼玉新誌』第一一・一二・一五二号には、二月二日からと二月一日から三日間の二度にわたり、毛利元徳公が白根令宅に逗留して鳥狽を楽しんだ記事があり、元臣君の交流が維新後も続いた様子が知れる。

(78) 同書の前文には、「碑を大宮公園に建て之を不朽に伝ふ。文は穴戸磯の撰なり。」とあり、墓碑と大宮公園の頌徳碑との混同を招きやすいが、同書に掲載されているのは谷中霊園の墓碑の碑文である。

補註一 芳川恭助の小室元長宛書簡にみる漢詩事情

以下、芳川恭助の小室元長宛書簡から、漢詩関係部分を抜粋して紹介する。小室元長は芳川恭助の書簡を継ぎ合わせて保存しており(小室一二二八)、日常的な漢詩の創作や交換、芳川の史誌編輯勤務の様子、木原老谷の師範学校への赴任、『麗和新誌』の発刊遅延の経緯、旧忍藩の親睦会、毛利公の漢詩募集などが記されている。なお、該当部分には傍線を附した。

明治一二年

一月三日「拙生儀、去ル九年九月県令之辟命ニ応シ本県江出仕、史誌編輯之事務担任罷在候」「此度、玉川郷町田儀ヲ以、拙者之進止本庁第一課江御伺出被成、御懇切之段感荷之至ニ候」「老兄儀一昨年来通風症ニ御罹リ被成御難儀之趣、嗚々御不自由遙察罷在候、御執筆御不如意之趣、別而御当惑御吟詠も御廃絶同様之儀ト被存候、拙生奉職以來頗繁劇罷在候、拙詩文も有之候間、他日付郵寄可申候、庁堂出勤中援筆不能縷々」「県庁御構一官舎ニ僑寓罷在候」

三月二〇日「今年木原元礼、昌平齋ニテ相交ル故人、元ト土浦藩士、近コ口本県中学校教師ニ聘セララルニ廿余年振りニテ面会、其節之拙作、一章供一祭候」「拙作中〇茗鬻、元昌平齋ノ異名ナリ、御茶ノ水側ニアル故ニ此名アリ」

五月一四日「一、麗和啗社々費兒玉氏江相渡、即領取証一葉高山氏江授与致候、新誌も一月分出来開益社ニ於発兌ニ相成候、斯遷延致候儀ハ、内務省へ上申、允許ヲ不得レハ鏤版不相成筈ニ付、彼是手数も相成、漸事済ニ相成候、自今以後ハ例月速ニ発兌ニ相成、一冊定価六錢ツ、ト申事ニ候」「当方小中学校・医学校共盛ンニ有之候、然トモ教師之中可興談者僅ニ二兩名耳、其他悉皆計若輩ナリ」

五月三〇日「本年二月中高山忠三氏出県之節遣候御草稿拜閱、今般幸便ニ付御返却申候、御手際感入候、疾ニ御返璧可申筈之処、今春以来、郡制改革之事件ニ付勤務上繁劇、其後、先考家祭等ニ而旧駕城江来往、旁以乍存意外之稽緩ニ相成、此段御亮察是禱候」「稿本中、拙生江寄懐之七絶感吟致候、就而者和韵御回答可申之処吟思消散、因テ付他日候」

六月二五日「一、高作、郷中昨夜人馳鬼底計能馳(朱書…除)旧病魔、馳ノ字重用ノ旨御申越シニ候得共、是レ邈然誤テ重用シタルニ非ス、古人集中軋句ヲ承テ重用シタル例往々有之、他日其証左ヲ拳テ報知ニ及フ可シ、然トモ重用ヲ不面目ト御考被成候ハ、朱書之通りニテハ如何、馳除ノ二字ヲ分割シテ用ヒタルナリ、余ヲ以テ觀之、仍悉貫為是、右退庁後執筆回答」

八月二日「一、御近製二絶感喟即妄批還呈致候、拙生近作御促シニ候得共、日々史誌編輯ニ責立ラレ、碌々詩賦不相綴、不本意之事ニ候、別楮ニ相録、塞責迄ニ送致シ及候」「一、今廿二日長州侯ヨリ海辺秋風ト申課題御廻シニ相成、広ク相集メ、其先靈之秋祭ニ供シ度ト之思召、素ヨリ不問都鄙御廣告ニ相成候ニ付、別紙写一葉進呈致候、御慰ニ御賦被成候而ハ如何、日限も程速之事故、其内拙生も相賦シ可申候、本県ハ長州藩士許多ニ付、何程歎相詠シ候人も可有之、乍去見足ル作家ハ実ニ寥々タリ」「(別紙) 来ル十月十五日当家先靈秋祭ニ当ルヲ以テ詩歌ヲ奉納セントス、仍テ兼題ヲ掲クル左ノ如シ、但、遠国ノ輩ハ十月上旬マテニ送致アラシコトヲ乞フ、海辺秋風、料紙奉書堅詠草、明治十二年八月、東京芝区高輪南町廿七番地、毛利元徳」麗和吟社ニ編共立社ヨリ郵送被致、二重ニ相成候旨、何ニ歎行違候儀も可有之、其俣御受取置可被成候、以来一月十錢之社費御出金相成候上ハ、製本一冊ツ、送附致シ候テ、別ニ製本料ハ御差出シニ不及候旨ニ付此段御領承可被成候、為念及御報知置候也」「古詩ニ章晚窓揮汗書執筆草々作字不謹請恕」

一〇月七日「海辺秋風之御作、近日之内毛利公へ向ケ可致郵寄候、郵税式枚正ニ致落手候、拙生拙作後便可供御一見候」

十一月三日「兎玉・賀美・那珂三郡之村誌悉皆編輯落成ニ相成、此間内務省江進達致候、此節ハ県庁歴史及大里郡村誌檢閲ニ着手罷在候、○先日毛利公課題問際(キハ)ニ相成、着卒相賦シ呈送致候、即チ左ニ、海辺秋風潮勢挾風波蹴天。蘆花捲雪淺灣辺。曾遊憶起西征興。赤馬關頭夜擊船。潮漲海門秋氣高。快帆入港破鯨濤。憶曾嚴島弘治役。舳艫衝波討賊陶。後作ハ彼ノ毛利元就ガ陶氏ヲ征討セシ事ヲ云タル積リナリ、チト議論ニ涉リタルヤウ故、後作ハ見合ニ致シ、前作一章ヲ差出シタリ、毛利公ニテ広ク詩歌ヲ徵集シテ、後チ之レヲ印刷シ、詞章ヲ差出シタル人々ニ御配贈ニ相成候哉之趣ニ承り候」

二月一四日「先日両國中村樓ニ於テ去月三十日親睦会第二回之集会有之(親睦会ハ旧忍藩知事初、東京府下其他諸方ニ旧忍藩士散在スル向相会シ、

互ニ相親ミ候会也)、浦和在職之向十五六名出席、総人員七八十名相会シ、囲碁・書画杯各自ニ随意娛樂ヲ取候事ニ而、頗ル一愉快ニ有之候」

明治三年

四月一日「一、歳旦拙仕之義御尋問塞責之悪作録別楮供御一察候、只々實際ヲ述候迄ニ御座候」「一、地誌編輯此節大里郡之分稍成稿ニ相成候、引続幡羅・榛沢・男衾之三郡ニ及ボシ候心算ニ御座候、其間二歴史編纂の方へも着手致候義ニテ、不絶閑暇ハ無之候、只俗務之ウルサキ事ノ無之而已ハ甚宜敷候」

四月五日「花紅柳緑之好時節、度々之狂風暴雨、与野町(県庁ヲ距ル廿四五町)公園之桜花例年遊観候処、今春ハ休暇日毎トニ風雨等ニテ未得一遊候、一両日中必然吟観致度心得ニ御座候、明後十七日、例之旧忍藩親睦会開宴ニ付罷出候様、今朝東京より報知有之候得共、雨天ニ而出発相見合候積リニ御座候」「只今大里・榛沢・幡羅・男衾之四郡地誌編輯着手中ニ候、此四郡終レハ引続比企・入間之方ニ及候手筈ニ有之候」「先般新年之拙仕供御一察候処、溢美汗愧之至ニ候、御次酌被下候趣、他日御示是祈」

四月二九日「先日与野町公園桜花吟賞蕪詞ヲ得タリ、録シテ一察ニ供セントス、然ルニ執筆黄昏ニ際シ記載シ難シ、因テ他日ヲ期ス」

七月三日「陳謝之心得ニ而、拙作一章相賦未完了ニ不到、今回之間ニ合不申候、其故ハ地誌檢討之外、歴史編纂ニ着手、日々図書中埋頭過ニ罷在候、御一咲可被下候、昨年歳晚得小詞、是述實際耳、録在別楮博一察」「御書中客月六日寿恵屋親睦会第三回目、旧忍・浦和ヨリモ夫々出張致候、拙生・榎坪俱ニ風邪中、竟ニ闕席致候、不勝遺憾候」「乙卯歳晚書懐時余為埼玉県史誌編輯官ノ簿籍埋頭歳欲除、投身鉛槧嘆寸疎、雕虫小技竟為累、呵筆寒恵校魯魚ノ荒台迂人草」

八月一八日「一、今夏暑中賜暇、即去月廿三日出京、夫ヨリ常州潮来へ罷越、千葉・茨城二県管内経歴小漫遊、格別愉快之義も無之、只新鮮魚蝦飽喫、江湖之景致も一入ニ存候、少々拙作等も有之候、乞書候者許多有之、連日揮毫、炎熱中頗覺困却候」

明治一四年

二月六日「一、書籍館之義御申越シ、右ハ浦和書籍館ト相唱ヒ、中学校ト合併ニ相成居、大抵之書籍ハ所蔵ニ相成居申候、右ハ誰ニ而も随意ニ拝見被差許候儀ニ有之候、一、客冬より非常之烈寒ニ而、近頃寛無之候、苦寒之御作再三瀏読感喟罷在候、過般御示シ之客至之御作、今般及御返却候、不相交静閑無事御吟詠欽羨罷在候、史誌編輯ニ従事シ、詩文之方廃絶同様之次第ニ御座候、去ル十九日県令蚤朝ヨリ觀雪之会ヲ催サレ、拙生も招飲ニ与カリ、其席上倉卒古詩一篇ヲ賦セリ、録シテ別格ニアリ、御吟吟可被下候」

三月二日「然者玉川郷民家より出候古文書写一通御回送、詳悉御申越領承、同村地誌編輯參攷ニ相供シ可申、厚意奉謝候、華押之義来示之趣御尤之事ニ候、猶取調之上可及御答候」此度本庄俊篤朋友諸座之詩ヲ輯録刊行致度趣、本庄宿八幡山辺及秩父辺諸作家ヨリも夫々差出シ候義ト被存候、御旧作ニ而も御差出し被下候ハ、当人も大慶致候儀ト被存候、製本出来之上、出詩之向へ御送り申候様子ニ御座候、御近隣有志之向へ御吹聴可然相願候」
五月四日「今春北埼玉郡羽生町外三十ヶ村聯合シテ羽生町江中学校ヲ設置致シ、同所之衆人協議之上、拙生ニ校長相勤呉候様北埼玉郡役所江出願候ニ付、郡長ヨリ郡書記ヲ以テ浦和寓居江差越、懇切ナル依頼有之、猶其後も来訪出張之義頼来誼不得已承諾致シ遣候処、直ニ郡長ヨリ其旨県令江上申ニ相成候ニ付、三月十五日羽生中学校訓導被申付候、仍テ同月廿三日浦和寓居引払、一旦忍表へ帰着致候、家具運搬荷車式輛ニ而十里之遠キニ引故、頗ル多端ナル事共ニ候、廿七日羽生町へ出張候処、学務委員・戸長等予之至ルヲ渴望罷在、優遇懇切ナルコトニ候、越テ廿九日中学校開業式執行、四月四日ヨリ授業相始メ申候、該校創始之際法制も未相備不申、当分間甚煩劇ナル義に候所、昨今諸事追々整頓稍得閑申候、県庁之勤ト違ひ文学之一事而已ニ而外ニ可厭顧慮も無之、何ント無く彼ノ柴桑居士帰田園之心地致候、右等之趣疾可及御報告等之処、転任忙擾罷在、因テ乍稽緩此段申進候也」東京博覽会之景況東台墨水之花事も只耳ニノミ、目未一睹ヲ不

明治一五年

得、今春ハ転居サワギニテ辜負留華空了三春、遂ニ花前之一盞ヲ拳ル不能、不堪遺憾候、浦和出発之際三絶句ヲ得タリ、他日御咲喟ニ供シ可申候」

一月二日「八王子殉難録序文并七絶四首拜見、即御返却申候、中山・狩野・金子諸氏之幽光ヲ闡發シ、之ヲ書ニ筆スルハ美事ニ御座候、一、御旧痾兎角在再御痊癒不被成御起臥御不自由之趣、嘸々御難儀御察申候、御老境行楽も無之、屏居御消日御幽鬱ニ可有之想像罷在候、今春ハ都合致、久々ニ而高堂ヲ御訪申度心得ニ候、県庁勤仕ト違ひ、少々之猶予ハ何ツレトモ相成申候、羽生中学校是迄小学校内之一舎ヲ仮用致来候処、差間之儀出来候ニ付、旧臘地ヲ同所市街之中央裏手ニトシ修繕ヲ加ヘ工事全竣リ、本月十三日遷校式執行、事務頗繁劇、旁以裁答致稽緩候」羽生植春、暖透硯池冰欲消、闌窓朝日影揺々、郷鬻門外兩行柳、重見春風上翠条、俊遂未定稿、右一首供御咲喟候」

八月二日「今春二月中旬頃、本莊中学校ニ於テ本年度学資徴収之儀ニ付會議開設ニ相成候処、目下不景氣人民困難学資徴収差間候との説ヲ主張スル議員多分有之、因テ本年四月より明年三月迄滿一ケ年間休校之事ニ決議ニ相成候ニ付、拙生ニ於テモ県庁江辞表差出候処、願之通被免本官、学校ハ三月晦日限り閉校ニ相成候処、四月中旬ニ至入間・高麗郡長鈴木氏より照会有之、是非共川越中学校江出勤致呉候様懇切之依頼ニ付、不得止其招聘ニ応シ、同月ヨリ川越中学校江出勤致候、同所北久保町ニ武藤正治（マサハル）ト云士族之空宅ヲ借受ト居罷在候、門内地面六百坪も有之、園圃之外、修葺碧梧等有之頗闊曠、宅も可也手広ニ御座候、江戸町・松郷町江相接シ用弁ニ差支無之候、一、中学校ハ旧本丸ヲ用、宮殿不殘取払ニ相成、惟玄閣相存シ、寄宿舎式棟建足シ候、生徒百名余、内寄宿生三四十名有之、右之内三分之一ハ旧藩士族之子弟ニ御座候」去月中老拙義文部省ヨリ免許狀ヲ賜リ、天下之内中学校及師範学校之教官タルコトヲ免許セラレタル義ニ御座候、以来ハ文部ノ検定ヲ得、免許狀ヲ有スル者ニ非サレハ、公然教師ト称スルヲ得ザル規則ニ相成候、則別紙写一通入御覽候也」本莊俊圭編輯

スル所ノ泉南詩稿印刷製本出来、百四五十部本庄寓居ニ於テ一見致候、御作も其内二四五首記載有之候、俊圭一昨々年死去被致、印刷等之世話人も一両名有之候様子ナレトモ、孰も浮薄之人物共ニシテ、其俣ニ相成居候様子ニ御座候」

補註二 白根県令宛書簡にみる庶務課の人事について

庶務課の人事については、白根県令に宛てた①吉田清英書簡(白根六八)、②笹田黙介書簡(白根一〇八)が参考になるので、以下、該当部分を抄出する。
①「大郷穆、右ノ人学才有之、編纂物文書等老練之由、別紙之通保証人も有之、庶務課ニ枢要之人物と被存候付御採用被成下間敷哉、笹田黙助より内意有之、右穆ナルハ当春重野等一行之中ニ而、右園内雅会之節御互同席いたし候而已ニ而、深キ処ハ不測候得共穩当之人物歟と被存、尚木原江人柄等承候処、至而穩当之者ニ而学力も有之」「曾而庶務課へハ本職之学才有之人御使用相成候は大ニ并用可相成奉存居候儀ニ付、御採用相成如何可有御座哉、御考慮被成下度奉希候」。

②「石川県人大郷穆、号学橋、右学才兼有之者ニ而、故那珂通高・木原元礼之保証スル処ニ候間、月給三拾円ニ而御採用奉願上候、黙介拝」

庶務には学才のある人物が并用であること、白根県令に那珂通高や木原元礼の推薦を伝えていたことがわかる。明治前期の布達や起案文には漢語が多用されており、その作成には漢字に精通した高い文章力が必要であった。

補註三 那珂通高・重野安繹等による上奏文等の校訂及び碑文作成について

『新編埼玉県史』の編纂時に県史編さん室がマイクロフィルムに撮影して紙焼きした「川島家文書」(県史CH二四五)は現在文書館で閲覧複写できる。内容は表二のとおりである。明治一年の巡幸時の上奏文「上巡行祝辞」「上県治提要表」「上中津川村因以請開其道疏」には、文部省の那珂通高と漢詩人亀谷省軒が校訂を加えている。

『県治提要』は、那珂が大幅に添削し、県から謝礼が払われた。以下は明治

一年の那珂から白根県令宛の礼状である(白根三八九)。

「数日之霖雨御県下ハ殊ニ川流多く候へハ、定めて水災ニ罹り候村里も可有之、御職掌から御痛心之程奉遙察候、然シ、聖駕北巡之後ニ而、先は能キ折からと我ら迄も被相存候、扱其節聯御書類校正候ニ付、此度以川嶋樺坪御目録三拾五円頂戴被仰付、過当之御挨拶、誠ニ恐入候間、其俣返上可仕心得に候処、却而折角之御厚意ニ悖り候も失礼之至と、先ハ頂戴仕置候、吉田様へハ別段不奉申上候間、御序ニ可然様奉願上候、看稼之二字ニ相合ひ候聯語ハ勘考中ニ候間、追而献上可仕候、桃井之彦之儀も何歟御配慮被成下候よし、同人父ハ旧友ニ候間、私ニ於而も一方難在仕合と奉多謝候、猶先日之御礼旁々、早速出状をも可奉呈候処、例之疎懶遅引至今日候段、書生之癖と御海涵被下度候、恐々謹言 九月十九日 那珂通高 埼玉令閣下」

また、川島は、明治一二年に『埼玉県地誌略』を編集した際も文部省の那珂の指導を仰いだ。埼玉県行政文書「学務部・学校」(明一八四三)に同書刊行に関する文書があり、小野塚克之氏が「埼玉県地誌略とその挿絵原版写真」『埼玉県史研究』第二二号(埼玉県 昭和六三)で紹介している。また、川島が著した歴史教科書『古今紀要』も那珂が閲したが、一二年の那珂の歿後に刊行した『校刻古今紀要』では、重野安繹に校閲を依頼している(表一参照)。重野は第三代吉田県令の依頼により、明治一五年末に「重修氷川神祠碑記」を校訂し(本稿四(二)参照)、翌一六年に白根県令の頌徳碑「埼玉県令白根君碑」を撰した。その材料に提供された木原老谷・中村鼎五撰「故県令行状」(本稿四(三)参照)も川島が校訂したと推測される。

一二年に白根県令から伊藤内務卿・大隈大藏卿に提出した「上内務大藏内卿書」、一三年に文部卿河野敏鎌公に提出した「上文部卿書」、及び川島が一八年九月に県令吉田清英に提出した「興学鄙見書」も「川島家文書」(県史CH二四五)に残っている(表二)。この内、「上文部卿書」・「興学鄙見書」、及び川島の肖像写真は、『埼玉県教育史資料 近代篇(一)』(埼玉県教育委員会 昭和四六)(図書S372・サ)に所収されている。

(表一) 川島棹坪著作リスト

№	発行年月	書名	著者	題名・序・跋等	出版者	冊数・丁数	国会図書館等所蔵
1	明治10.6	埼玉県地誌略	川島棹坪・伊藤直編 那珂道高校 狩野長信画	題言：白根多助	埼玉県	46丁	国会デジタルコレクション
2	明治10.11	埼玉県地誌略字引	川島棹坪・伊藤直編		川島棹坪・伊藤直 発行人：森吉二郎	20丁	国会デジタルコレクション
3	明治10.12	埼玉県全図町村指南繪	川島棹坪著		埼玉県出版 発行人：長島為一郎 山中市兵衛・回春堂	12丁	国会デジタルコレクション
4	明治12.1	古今紀要 巻1～4(元・亨・利・貞)	川島棹坪編 那珂岳凌園(元)・木原老谷(亨・利・貞)		長島為一郎(鴻巣書林盛化堂)	4冊(46・45・46・47丁)	国会デジタルコレクション
5	明治12.2	埼玉県地誌略問答書 上・下	桜井光華編 川島棹坪校		長島為一郎(盛化堂)	2冊(37・56丁)	国会デジタルコレクション
6	明治12.11	古今紀要字引 上・下	早川光盛編 川島棹坪校		長島為一郎(盛化堂)	2冊(38・32丁)	国会デジタルコレクション
7	明治12～13	唐宋八大家類選 評本	鶴原編 川島棹坪増補		鶴原堂	10冊(1～14巻)	国会館内限定デジタル
8	明治12～13	纂評古文真宝 前集(乾・坤)・後集(乾・坤)	荻野原蓮 林以西増補 竹口龍三郎刀	題言：大沼沢山(前集乾) 引：亀谷省軒(前集乾)(後集乾)	長島為一郎(盛化堂)	4冊(61・51・54・60丁)	国会デジタルコレクション
9	明治13.3	埼玉県下小学習字本 消息往来之部 上・下	巻菱澤書 伊藤直原編 竹口龍三郎刀	題字：白根多助	明文堂藏版 菅間定治郎	2冊(1～38・39～75丁)	当館 平川1247・1253
10	明治13.3	埼玉県下小学習字本 女用文章之部	巻菱澤書 伊藤直原編 川島棹坪校	題字：白根多助	明文堂藏版 菅間定治郎	37丁	当館 平川1249
11	明治13.2	埼玉県内郡誌略	大枝美福編 川島棹坪校		埼玉県藏版 発行人：長島為一郎 藤島源助	20丁	国会デジタルコレクション
12	明治13.2	編定家訓 上・下	貞原益軒著 川島棹坪校訂		埼玉県藏版 発行人：博嗣社	2冊(29・36丁)	国会デジタルコレクション
13	明治13.12	改正埼玉県地誌略	伊藤直・西村正三郎編集 定 狩野長信画	題言：白根多助	埼玉県 製本及発行人：長島為一郎	43丁	国会デジタルコレクション
14	明治14.11	改正古今紀要字引 上・下	早川光盛編 川島棹坪校		長島為一郎(盛化堂)	2冊(36・38丁)	国会デジタルコレクション
15	明治14.5	修身叢書 上・下	福井光編 川島棹坪校訂	序：重野安綱・木原老谷・亀谷省軒(上) 跋：中村龍五(下)	埼玉県 発行人：光風社 亀谷竹二・山中市兵衛・吉川半七	2冊(58・59丁)	国会デジタルコレクション
16	明治14.6	校刻古今紀要 巻1～4	川島棹坪編 重野成齋校		埼玉県藏版 製本発行人：長島為一郎	4冊(49・51・50・54丁)	国会デジタルコレクション
17	明治14.6	校刻古今紀要 巻1～4	川島棹坪編 重野成齋校		埼玉県原本 分板出版人川島棹坪 製本発行人：長島為一郎 吉川半七・松井九兵衛	4冊(49・51・50・54丁)	国会デジタルコレクション
18	明治14.11	訂正修身叢書 上・下	福井光編 川島棹坪校		長島為一郎	2冊(57・59丁)	国会デジタルコレクション
19	明治12～15	漢語辞書 巻1～4(乾・坤・第2編乾・坤)	王親(蘭泉)著 川島棹坪編	題言：大沼沢山(巻1) 序：川島棹坪 書：伊藤桂樹(巻2) 序：木原老谷(巻3)	長島為一郎	4冊(25・31・42・32丁)	国会デジタルコレクション
20	明治18.3	訂正古今紀要 巻1～3	川島棹坪編 重野成齋校		埼玉県・長島為一郎	3冊	国会図書館蔵書
21	明治19.3	訂正古今紀要字引 巻1～3	原田由己編 川島浩校		長島盛化堂・吉川文圃	3冊(40・29・35丁)	国会デジタルコレクション
22	大正6	採坪遺稿 上(巻1・2)・下(巻3・4)	川島棹坪著 川島得太郎編	序：岡千切・中村龍五 題言：大沼沢山(巻1) [跋]：小野湖山(巻2) 跋：中村忠誠(巻4)	川島棹坪	2冊(15・26・33・17丁)	当館 掲載(街)33・34/埼玉銀行3446・3447

第二代埼玉県令白根多助をめぐる漢学ネットワーク―県官の詩文集と白根県令関連碑文から―(芳賀)

(表二) 「川島家文書」(県史CH本245)所収原稿リスト

No.	CH本番号	内容年月	タイトル・著者・提出先・校正者・書入等
No.1	県史CH 245-1-2		小学教科書検査内規 写 第1～19章
No.2	県史CH 245-1-3	明治10年6月	藤改正学資金議 第五課 清書写(四等属川島棟坪→白根崎玉県令閣下)
No.3	県史CH 245-1-5	明治11年8月	県治提要 校正原稿 [那河通高校正] 目次部分に未書で「以上校正恭畢。今朝も教育部差止候旨定而相達し可申。衛生以下之縁合して一冊、目次を併せて不殘校正相済差上申候。事忍卒二出候へ共開道疏へ殊二よろしく、又官林或へ士功の部も文辞極めて妙なり、衛生一卷へ錯謬二失す候故、改正も亦知二妙たりと雖、全部一手筆二出候様と存候間、例よりも塗抹痕精二過泰申候。其段令公へも可然様御開陳奉願候也 八月十四日 那河通高 棟坪様」とある。以下、概言～勸業博物館の校正原稿。校正部分は非常に多い。
			上美幸頌 校正原稿 目次 上巡幸祝辞・上県治提要・上中津川村因以請開其疏 ①上美幸頌 明治11年8月 埼玉県令従五位臣白根多助 [那河通高校正] 末尾「四六文章最難転換処、而此篇一曲一折無苦淡体、可謂千古不刊文字也」 ②上県治提要 明治11年8月 埼玉県令従五位臣白根多助・埼玉県大書記官正七位臣吉田清英 [那河通高校正] 末尾「一玉可以博速成矣、況雙璧乎痛治、於君民不致誇己功績表為最難及焉、韓文公平維西碑文未必能權美於万世也、四六文体卒病於敷衍至、於此篇則寄家事於麗語、故使人不能知其為四六体何等高手、但起皆以上古神聖通出今、上皇帝未所謂十首以上未能免雷同、表是為可惜耳 那河通高安詳」 ③上中津川因以請開其道疏 明治11年8月 埼玉県令従五位臣白根多助 [那河通高校正] 末尾「情辞共請他地方官未嘗能夢見者」 ④上中津川因以請開其道疏 明治11年8月 埼玉県令従五位臣白根多助 [龜谷行(省制)校正カ] ⑤上巡幸祝辞 明治11年8月 埼玉県令従五位臣白根多助 ⑥上県治提要 明治11年8月 埼玉県令従五位臣白根多助・埼玉県大書記官正七位臣吉田清英 ⑦上巡幸頌 明治11年8月 埼玉県令従五位臣白根多助 [龜谷行(省制)校正カ] ⑧上県治提要 明治11年8月 埼玉県令従五位臣白根多助・埼玉県大書記官正七位臣吉田清英 [龜谷行(省制)校正] 末尾「字鍛句練有天啓延喜遺響惜不以漢文復之、七月初二 龜谷行安批」 ⑨上巡幸頌 明治11年8月 埼玉県令従五位臣白根多助 [芳川俊遂校正カ] ⑩上県治提要 明治11年8月 埼玉県令従五位臣白根多助・埼玉県大書記官正七位臣吉田清英 [芳川俊遂校正] 末尾「二篇俱文理正覆意旨通、懇切陳北巡之盛奉与県治之要概、毫無謬言、県官奏聞 主上宜如是也、又曰四六隸體今時作者甚少、余則愛其古雅而辭氣優柔 六月念六夜盛下」 *同僚の芳川は6月に⑨⑩を校正。その一部を反映した原稿を含め、7月に那河が①②③を校正。龜谷は⑧の外に校正の字体から④⑦を手掛けたと推測される。⑤⑥は字配りを組んだ原稿である。
No.4	県史CH 245-2-4	明治11年8月	
No.5	県史CH 245-2-3	明治12年1月22日	上内務大藏面書 校正原稿(埼玉県令白根多助→伊藤内務閣下・大隈大藏閣閣下) [川島棟坪校正] 一部に修正の付箋有。
No.6	県史CH 245-2-1	明治13年	上内務部書 清書写(埼玉県令白根多助→文部卿河野敏謙閣下)
No.7	県史CH 245-2-2	明治16年3月	故県令行状「故正五位勲四等埼玉県令白根君行状」(埼玉県教諭木原元礼・埼玉県教諭中村鼎五同撰) 末尾に「老谷受諸曹之托。作白根明府行状。使余分其勞。起草教日。既而老谷臥病。不能復構思。終易筆。余不得已代之。完局狗尾續貂之識。固所不辭也。鼎五識」と成立事情がある。この行状書が重野成斎撰「埼玉県令白根君碑」の材料となった。
No.8	県史CH 245-1-1	明治18年9月	興学部見書 清書写(学務課長一等属川島浩→埼玉県令吉田清英殿)
No.9	県史CH 245-1-4	明治25年正月	先府君行状(徳源(川島得太郎著)→倉田幽谷 倉田はこれを基に「故葛飾郡長従七位棟坪川島君墓碑銘」を撰した。

*上記の史料は『新編埼玉県史』のために撮影したマイクロフィルムを紙焼きしたもので閲覧・複写ができる。(請求記号 県史CH245-1・2 「川島家文書」)

人名索引 (本文)

* 通用の名・号を採り、別名・別号を()内に付した。数字は掲載頁を示す。但し、墓碑文中の子女・親戚名には一部採録しなかったものがある。

あ	青木頼市	71	卯玉親之(伴胤、子信)	64, 65	長谷川敬助	82
	安藤良斎	71	小室元長(上村)	64, 67, 80	長谷川縁江	75
	有栖川藤(親王)	80, 85	小山駿輔	82	長谷川寧軒(寧)	67, 68, 77, 78
	飯田半祐(松平)	65, 68, 69, 75, 81, 90	小山箱春	82	早川茂信	81
	伊古田純道(相模、致遠)	66	西郷勝麿	64, 67	早川藤次(光盛)	65, 68, 75, 76, 80-83
	石井	83	石川善房	74	林龜善	75
	伊勢小浜	75	藤原和太郎(末栄)	87	春山拍斎	66
	玉野清	90	藤原和太郎(末栄)	69	藤口翠雨	66
	藤原重隆	85	徳田則麿	77	平山星州	82
	伊知垣貞麿	67	徳田狼子	71	平山省齋	71, 85, 86
	伊藤博文(睡獅)	74	佐田英子(春梁、瀬川)	66-69, 71, 74, 80-83, 90	松浦淡菰	68
	宿願伝(一修)	64, 65	佐田日季	82	魚井光	82, 83
	藤合一六(修)	74, 75, 81	佐藤 立次郎	88	魚井良平	67, 79
	上村藤洲	82	佐藤 實二	63	藤井良平	66
	鶴津二十(月聖)	65, 68, 81	三木 善美	88	藤田良平	66
	佛山龍雲	82	堤野安藤(成清)	66	藤田良平	82
	佛野花江(鎌吉、晴遠)	66	堤野安藤(成清)	67, 71, 77, 78, 86-88	藤野良平	82
	遠藤秋味(東藏)	75, 76	吳子璣郎	67	藤野由博	67, 78
	主税園(語、紫庵)	79	吳子璣	90	藤森弘盛	71, 77
	大久保利通	88	吳子璣敬	90	古橋瑠州(貞三)	66
	大田田歌	89	栗村元周	77	古橋直之進(直敬)	65, 75, 76
	大沼牧山	63, 67, 71-73, 75, 81, 82, 83	庄司健吉	74	別所雄之助	66
	大沼牧春(晋坡)	65	白根勝一郎	68, 69	星野城江(一照)	66
	岡行忠(敬斎、子鶴)	65	白根兼清	69, 90	堀内	66
	岡田阿(子初)	67, 73, 76-78	白根善一	90	牧野敬豊	82
	牧野直春	82	白根多助(包昭、粟)	63, 64, 66-72, 74, 75, 77, 79, 80-82, 84-90	止岡子規	82
	落合追彦	73, 82	杉藤七郎	75	止岡春雄	72
	小野湖山	82	鈴木松三	76	松島春雄	67
	小山春山	64	鈴木三郎	85	松田正義	75
	加藤秀雄	73, 90	鈴木三郎行	84, 85	松田字鶴	82
	加藤綱徳	63	鈴木義香(東海、相州)	65	松村科胤(孫、子謙)	66
	加藤泰彦	76, 77	井根 貞	90	松山春圃(孫、一)	66
	亀谷有軒	67, 71, 75, 77, 82, 83	開雪 貞	82	三浦雄吉(敬之)	66
	河合春三郎	71	國本風麿	82	三浦 堂	78
	川島敬典(節歌、杉野)	72, 73	大空	82	三島中洲	88
	川島得太郎(白染・奇北)	72, 73	高津雅介(敬雲)	82	三島 浩	75, 76
	川島輝坪(雷、梅坪、敬孝、相州)	65-76, 78-83, 88	高津成則	65	蓮川程彦	67-69, 81-83
	川島緑郎	74	高宮 敏	75	毛和半山	81
	川田 圭	82	高宮 敏行	66, 68, 69	森川竹溪(子謙)	82
	河津玄圭(西山)	66	田辺 隆	68	森川 洋	67, 75, 82
	菊池徳英(西浦)	66	田辺 隆三	67, 82	大島實治(子謙)	82
	本原元吉郎(維新、荷亭)	77	田代智洋(大吉)	67, 82	大田部山山	66
	本原守三郎(元私、御天、雄吉)	64, 67, 68, 71-73, 75-81, 87	寺崎守豊(徳彦、清臣)	65	大野敬斎	82
	清道有彦(彦亭)	68, 76	奥山 聖記	66	山田 聖	82
	清宮龍堂	82	奥山 聖如	82	山田有朋	74
	日下照男(鳴鶴)	80, 88	藤田 寺美則	67	山田 聖	72, 74, 87
	雅田鷹男	74	那珂通高(江崎留盛)	67, 71, 76	山田宗津次郎(綱目)	65
	久米智斎(藍天邸、子行)	66, 67, 69, 75, 76	長島有木	76	山田 聖	86
	倉田國彦(藍天)	68, 73, 79	中村時長	85	芳川 国臣	65, 67, 71, 72, 75, 80
	黒田清兼	82	中村忠誠(依藤、伯実)	67, 68, 73, 74, 77, 81	芳川春彦	76
	小泉敬則	79	中村 五(依藤)	68, 71, 73, 77-79, 87	芳川 山(徳・善治)	71, 72, 75
	高雲外	82	沼田忠光	89	吉原 清英	82, 83
	高群鶴	80, 88	沼野武蔵(彌齋、子章)	63, 66	吉原 清英	67-69, 71-78, 82, 83, 86, 87, 90
	高青氏	75	櫻井友山	66	藤津 敬堂	67, 82
	河野忠三	90	野村 泰介	90	藤引 東雄(泰、天行)	68, 82, 83
	小宮美朝(眞)	82	野村 隆秀	63		
	小宮春村	82				